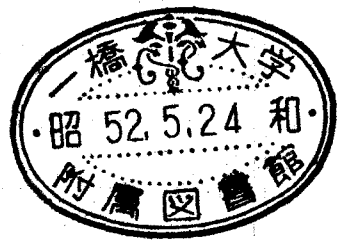


米国の中国政策

一九四五

ルーズベルトからトルーマンへ



学務課 刊交付

法学研究科博士課程

滝田賢治

目次

頁

第一章 序論

第二章 米国の中国政策の伝統

第三章 大戦中の国際情勢

第四章 F・D・ルーズベルト政権

—その国内的条件と

ルーズベルトの環境認識—

第一章 国内的条件

第二章 ルーズベルト外交の特徴—個人外交—

オ三節 ルーズベルトの情勢認識

(一) ルーズベルトの中国観

(二) ルーズベルトのソ連観

(三) ルーズベルトの経済観

(四) ルーズベルトの反植民地主義

(五) 国際平和維持機構

(六) ルーズベルトの戦後世界像

オ四節 極東政策への國務省の対応

オ五章 在中米國代表部

—その環境認識と中米の対応—

オ一節 ハーレーの環境認識

オ二節 在中外交官の環境認識

オ三節 中米の対米観・対米政策

オ六章 ハーレー工作の展開と路線対立

オ一節 国共調停工作の積極的展開

オ二節 外交官のハーレー工作批判

オ三節 ルーズベルト國務省の対応

第七章 トルーマン政権の成立と極東情勢への対応
 中一節 対ソ警戒論の抬頭―協調と抑止―
 中二節 ハーレー工作への國務省の対応
 中三節 国共交渉と中共の対応

第八章 結論

注釈

参考文献

第一章 序論

第二次大戦末期における米国の中国政策の
 中心は、国共間を調停して第三次合作を實現
 し、親米的な統一政府を樹立させ、これを日
 本にとって替えて、戦後極東の安定勢力に育
 成してゆく基礎を確保しよりとりものであ
 ったといえる。(1)
 合作の實現は米國にあって次のよりの意味
 をもつものとは判断されてゐた。

(一) 合作が実現すれば、その可能性が極度に高まって来たていた内戦の勃発——それは『戦後における国民党政府の相対的優位』の
 実現を重視するハーレー (Patrick Hurley) が最も恐れたものであるが——を回避するこ
 とが出来る。
 (二) 日本打倒に軍事力を有効に投入すること
 とが出来、その打倒に貢献しえた場合には、
 戦後における国際的発言力を確保することが
 可能となる。

(三) 予測されているソ連の参戦前に合作が
 実現すれば、その中国共産党への政治的影響
 力を阻^仕する事が出来る。
 これを逆に言えば、ソ連が対日参戦し南下
 して来れば、その中国問題への影響力が増大
 し、対日戦が終結すれば——それは一面では
 確かに、国民党政府の優位を確保するとい
 り立場から見ればプラス要因ではあるが——
 すでにそれまでも局地的に衝突してきた双方

が本格的内戦へと突入してゆくのは明らかであつたからである。

即ち、ソ連参戦前の段階においてこそ、米
 国は国共双方に対して、より大きな影響力を
 行使することが出来る筈であつた。この時期
 は、米國が中国に対してより大きなインフル
 ンスを行使しりるいめばラスト・チャンスで
 あつた。確かにその後、マシマル (George
 C. Marshall)、スチュアート (John L. Stuart)
 によつて国共調停工作が継続されたのである

が、国共間の本格的内戦とソリ情況の下で、
 中国とりわけ中英への影響力が大幅に低下
 した米國が、当初の中國政策を實現することは
 明らかに困難であつた。

一九四一年末から約一年間の極めまくり
 力な時期に中國現地でこの任にあつたハー
 レーは、結果的にはその目的を達しえず、一
 九四五年十二月六日、トルーマン (Harry Truman)
 大統領に辞表を提出したのであつた。辞任に
 際し、ハーレーは失敗の原因を、中國現地に

して彼の情勢認識と国共調停方式に批判的で
 あった國務省のダヤリア・デイプロマット達
 が、武装した中英と、中英の内部分裂を政策
 とする帝国主義諸国に味方して、「最高權威
 ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 大
 統領を指してソウることほ明白である (筆者)
 ー によつて発表された外交政策を骨抜きに
 してしまつた⁽²⁾ ことにおめ、自らの責任は、
 回避しよりとしたのである。
 アメリカ外交の伝統とソウらめばマクロ的

又朕から見ることはさておき、ハーレー個人
 とソウらミクロ的又朕から見るとは彼の調停工
 作に対する前提となつた情報認識——(一)ソ連
 の対中へ国共ノ政策につソマの認識(二)国民
 党 政府觀及び中英觀そのものに失敗の原因
 を求めるべきではなソであリか。
 所で、第二次大戦期及び国共内戦期におけ
 る米国の中国政策を分析した既成の研究とし
 ては次のよりなものがある。

(1) Herbert Feis, *The China Tangle*, 1953, Princeton University Press.

(2) Tang Tsou, *America's Failure In China; 1941-1950*, 1963, University of Chicago Press.

(3) Russelle D. Buhite, *Patrick J. Hurley and American Foreign Policy*, 1973, Cornell University Press.

(4) Kenneth E. Shewmaker, *Americans and Chinese Communists; 1927-1945, 1971*, Cornell University.

(五) 松葉秀文 『米国の中国政策』

(六) 山極 晃 『大戦中の米華関係』

『中国共産党の反米路線の確立過程』、
『アメリカ軍事視察団の延安訪問について』、
『アメリカ事情』、
『一九四八年中国援助法の成

並過程

(3)

(一) The China Tangle が書かれたのは、一九三三年、朝鮮戦争直後で、米国の中国政策の失敗をめぐって激しい議論が展開されていた時であった。米国の中国における努力が失敗した原因を究明することほどこりしても必要であるが、その際米国が行おろしたことの意味や性質を歪曲すべきではないとフアイス自身が述べているより、一九四二年末から一九四六

年初めとソリ米国に与って極めたクリティカルな時期における中国政策を、極力事実に沿って冷静に叙述し、公平な判断の材料を世論に供する目的をもってソいたと見える。その為特別分析の枠組を設けず、当時未公開のものをも含め各種の文書・資料を駆使し、又この時期の米国の中国政策に参加した当事者にもインタビューし、事実関係を説明しよりとしたのであった。しかしそれは単なる叙述ではなく、問題の性格、時間の順序、場所、を

十分考慮して整理配置し、この時期の米国の
 錯綜した中国政策を明らかにし、中国を
 めぐる米英ソ日など列国間のもつれ (Tangle)
 を客観的に解いていっただのである。
 そして冷静な検討の後、次に次のより、の
 論じたのであった。『米国は中国を米国の
 メージに沿った国家——民主的で統一された
 大国としての中国——にする為各種の援助と
 努力を尽したのであるが、ドイツ第一主義の
 ランドストラチジー、対中援助は限定され、

さらに対日戦終結が予想以上に早かつた為、
 その対中努力が結果せず、しかも続いて本格
 化した内戦によって米国の中国政策は挫折し
 てしまったのである。
 フアイスは国際経済問題の専門家として国
 務省に勤務していた (Adviser on Internat
 ional Economic Affairs) (4) 為、先に述べた
 より、米公開文書を利用し、当時の政策決定
 者達にもインタビューし、述べたのであった。そ
 して、その結論において、モリスベルト・ト

ルーマン内民主党政権に中国政策失敗の原因を積極的に求めなかつた故に、又更に、その後のシ大著作——(一) Churchill-Roosevelt-Stalin (1957) (二) Between War and Peace, The Potsdam Conference (1960) において冷戦の起源をソ連の膨張主義に求めた故に、冷戦の起源をめぐる論争において修正主義者から「政府御用の歴史家」と批判されたのであるが、その冷戦な事実の再構成は評価すべきものであり、その後の研究者にとつては先

駆的・基礎的研究となつたばかりか、資料操作の方法如何によつては二次資料としての価値を今なお有する部分をもつたものである。

(二) *America's Failure in China, 1941-50*

は、一九四一年から一九五〇年にかけての米国の中国政策がどりして挫折し、十余年にわたる米中対立が現出するに至つたかといふ問題意識を有しつゝ、ただ単にこの時期の錯綜した米国の中国政策を叙述するのではなく、フアリス

の基礎的研究をふまえて、米国の伝統的な中国政策と関連づけ、米国の失敗の原因を探る。りとしたものである。

独立革命以前からの伝統的「通商上の機会均等・門戸開放」の観念と、この観念の前提としての「領土保全」を内容とする「モンロー・ヘインの通牒」が、一八九九年に初めて発せられて以来、この二大原則は、外交文書、公式声明などにおいて長期にわたって繰り返されることにより、大衆に強い感情的愛着や中国に

対する同情心を与え、米国の理想と中国政策に感傷主義的色彩を与え、フィリピン併合を契機として、米国の理想と利益は増々この二つの原則に凝集していった。タン・ツオウは言ひ、一方現象には中国は、(一)米国にとって地理的に遠く、中国での事態が米国の国家的安全にとつて脅威となることは少ない。(二)米国にとつて中国における通商上の政治上の利益は明らかになし、しかも一九四〇年代まで高度の経済自給性をもつていた。(三)帝国主義的伝統に

欠け、中国の分割や支配に対する闘争は列強
 間の戦争や中国の内戦を引き起し、必然的に
 米国の貿易、布教、人道的活動がそのなめれ
 場合によつては望ましくないので武力紛争に巻き
 込まれる恐れがあった。
 以上のよりな理由から、実際には米国の中
 国政策は一九三〇年代後半まで、貿易・布教の具
 体的利益に限り、その貿易も三〇年代におけ
 る対中貿易は四パーセントに過ぎない状態であ
 った。それ故米国は中国に対する自己の理

想・利益の為に高い代価へ武力行使を要
 する事をためり、四十年迄は極めて限定さ
 れた直接的目的のみを追求することによつて
 内在的矛盾が顕在化することを阻んで来たが、
 三二年から四一年迄の数々の事件は次第に大原
 則の堅持という方針と、その原則を守る為には
 軍事力を行使しないことからは生ずる矛盾を先
 鋭化させていったのである。
 こりした外交への非軍事的アプローチによ
 つて生み出された原則と実際の政策との分裂

が軍事力の行使によって原則の側に有利に解
 消されたのが太平洋戦争初期の状況であつた
 が、(一)米国的価値が中国にもダイレクトに通
 用すると判断したと。 (二)中国共産党の本質
 を十分理解しておらず、スターリンの中国共
 産党に付いての言明を信用してしまつたこと。
 (三)勝利第一主義によつて対日戦略を修正して
 しまつたこと。 など米国の国際政治に対する
 リアルな認識の欠如によつて米国の中国政策
 は破綻したのであるヒタン・ツォウウは断じた

のであつた。

③ Patrick J. Hurley and American Foreign

Policy はオクラホマ大学のハーレー・ペーパ

ーズを使った最初の本格的な研究といえる。著

者のビュートは、フリーバー (Herbert Hoover)

政権下での陸軍長官時代から石油資源

本家シンクレア (Harry Sinclair) の法律顧問

問、さらには第二次大戦時ルーズベルト政権

下でルーズベルトの個人的代理として世界各

地を歴訪するハリレーを詳細にフォローし、政治哲学の欠如したクラクマテイスト・オポチュニストとして彼のパソナリティに よって彼の政治行動の解釈を試みてゐる。しかレハリレーの政治行動を一貫してハリ個人レベルにおける心理的アプロイチで分析してゐる訳ではなく、ここにはこの研究の弱点があるといえる。

(四) *Americans and Chinese Communists;*

1927-1945 は(著者のシユイメイカも言フマ)の多りに「国際関係とは、人間関係以外の何ものでもなり」の視角から、エドガー・スノー(Edgar Snow)、アケネス・スメドレー(Agnes Smedley)、アンナ・ルイズ・ストロング(Anna Louise Strong)ら最初に中国共産主義者と接触したアメリカ人のパシオンと、それがその後の米・中共間のオフィシャルな交渉史に与えた影響を考察した研究である。

(五) 『米国の中国政策』は中華人民共和国成立に到る約百年間にわたる米国の中国政策を扱った研究である。そのりち五〇年代における米国の中国政策を対象とした部分についていえば、(一) *Foreign Relations of the United States, 1944 (1967)* 及び *1945 (1969), China* を利用しえなかつたところ資料制約性があり、
 又(二) 何ら分析枠組みが設定されなれば叙述的研究であるといひらる。

(六) はりむれも五〇年代の米国の中国政策と
 ありよりもむしろ米中関係史における個別的
 テーマを詳細にフオロレたモノグラフであ
 る。山極氏は、この時期の米中関係史研究の
 日本におけるパイオニア的存在であるが故に
 資料の発掘と新資料の公開の追跡による事実
 関係の究明に比重がかけられてゐるは否は
 なり。

最後に本論文における分析方法と資料につ

リて述べておきたり。
 筆者は曰第ニ次大戦末期における米国の中
 国政策——ハ・ハーレーの国策調停工作を中
 心として『』を論題とする修士論文において、
 ハーレーの調停工作を中核とするこの時期の
 米国の中国政策を、ハーレー個人のレベルを
 中心に考察したこと、中英側の対応を考察の
 対象としなかつたことにより、調停工作失敗
 の原因を十分論究しえなかつた。
 そこで本論文では、このよりな欠点をふま

えて次のよりな了プロチを試みる。
 環境認識とその結果としての方針へ必
 ずしもストレイトに結ぶつくものではな
 一に關して、(一) ルーズベルト大統領と
 一との關係へ後トルーマン大統領とハー
 一との關係へ、(二) ルーズベルトと國務省
 (三) 國務省内部の日本派と中国派へそれ
 時期においてハシニアアレイヤとジ
 フレイヤーとの關係のシフの關係をま
 討し、これらシフの關係の上は並つて、
 (四) 中



国現地におけるハーレーとマリア・デイプロ
ロマットの関係を検討し、これら四組の関係
のそれぞれにおける両者の環境認識のズレ、
その結果としての政策方針の相違の集積が、
ハーレー工作の失敗、さらには米国の中国政
策の分裂をもたらしたのではなやかとの自己
の仮説の上に立って、これを検証してゆく。
とりわけハーレーの調停工作がルーズベルト
大統領の個人外交の一翼を担っていったとい
う観点から、まほルーズベルトが、いかなる世界

クローバルな視野から思考し、認識し、構想していったのに対し、ハリレーが中国現地において、ルーズベルトのそれらのどの部分を共有して調停工作を展開して行ったか、さらにそのルーズベルトの死を↓トルーマン政権の成立によつてハリレー工作がどのよりの制約を受けざるに到ったかを考察する。

又、(一)第二次大戦中も大統領選挙が行われ(一九四四年)、議会も平時同様機能していったのは、え、アメリカ大統領が本来有する強大な権限(的)

は、戦時下においてには実際には一層強大な効果を生じていたこと、(二)中国政権をめぐる議論が活発化するのには大戦が終結し、国共内戦が拡大してゆく段階以降であり、大戦末期迄は、民主党政権の中国政策に対する議会レベルでの批判は、実際には無視しうるものだったといえる故、議会は分析の主要対象からは除外する。

こりして大戦末期における米国の中国政策を分析するわけであるが、F・D・ルーズベ

領を強かな後継として、レハレハ國務省をバ
 イパスしてルーズベルトと直接コミュニケ
 トレ、中国現地においても自らルーズベル
 の意向に沿ってゐると解釈した政策を固持し
 て中国情勢に精通してゐる國務省のギヤリア
 ・テイフロマツト達と激しく対立し、一九四五年
 四月段階では、ルーズベルトの支持をバック
 に、これら批判的テイフロマツトを中国より
 追放したのであつた。

だがレハレルーズベルトの死去により、

ルトの死去した一九四五年四月五日以前と以後の
 ニフニ時期区分を行ひ分析したり。即ち四月
 以前の段階においてハ・カ・ルーズベル
 トは、ハル(Cordell Hull)國務長官⁽⁶⁾によつ
 て代表される國務省の官僚政治を嫌悪し、ホ
 フキンス(Harry Hopkins)やハイレイらの補
 佐官や私的アドヴァイザーを指揮して強かな
 個人外交を展開したのであつた。従つて國務
 省は主要な外交政策決定からレハレハレハ
 れたのであり、ハイレイもルーズベルト大統

偶然事の大統領シとなつたトルーマン大統領の下で、それまで外交政策決定から疎外され、て来た國務省は失地回復の目的も持つて、トルーマン政権内部及び議会内外で高まつて来た対ソ警戒論を背景にハイレール路線の修正を迫ることになるのである。今やハイレールは強かな後楯を失ひ、さらに米国主導の国共調停工作にヒッパの有利な条件も消滅しつつある。たのである。

これら二つの段階において、中国政策決定の急の環境としてソ連、国民党政府、中共、日本を大統領、國務省、ハイレールの三者が、どのよりに認知し、又それがどのよきな戦後構想ないしは戦後展望を形成し更に又、遂行においてどのよきな効果を生じて遂にはハイレール工作が失敗したかを検討する。

以上のよりな方法による分析の爲利用した主な基本的資料は次の通りである。(尚これに

準ぶらと思われろメモワールの類等について
は巻末の参考文獻に記してある。

(一) Foreign Relations of the United States,
1943-1949.

(二) China White Paper, Vol. 1-2.

これら二つが最も基本的な資料である。
は“China”を始めとし、“General”“The
Conference of Berlin”等も含むが、その

中でも 1944 China と 1945 China も重要な

に利用した。又 (二) は一九四〇年代における米国の
中国政策の概要を提供してくれらるばかりでは

なく、Foreign Relations には含まれぬレポ

ート、メモランダム等が、その Annexes に含
まれてりる点、(一) と併用利用することに不可

欠である。

(三) Anthony Kubek, Introduction to the
Amerasia Papers: A Clue to the Catastrophe

of China, Subcommittee to Investigate the Administration of the Internal Security Act and Other Internal Security Laws of the Committee on the Judiciary, United States Senate, 1970, U.S.A.,

これは一九五五年六月の「わゆる」アメリカ「事件の概要」についての調査報告であり、特に一九四一五年の「J・サーヴィスの行動を知る」上で有用である。

(四) Congressional Record 79th Congress
 (五) The Department of the State Bulletin 1944—1945.
 (六) The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt.

(七) Complete Presidential Press Conference of Franklin D. Roosevelt.

(八) 新中国資料集成 第一卷

(九) 戦後における中国政治

尚以上のもの以外に、第二次大戦期におり
 マクス通信特派員として延安に滞在してソタ
 ポチュートル・ウラジミロフの「延安日記(上下)
 がある。今までは米・中共の關係史を考察す
 る場合利用しりるのは米國側資料のみであつ
 たが、第三者としてクルールに米・中共の交渉
 過程を觀察してソタウラジミロフの日記は多
 くの示唆を与えてくれる上で重要である。
 確かに本書は一貫した毛沢東批判を展開し
 ており、中ソ論争を背景に出版されたといり

事情も考慮しなければならぬが、基本的事
 実の記述は正確であるので、準資料としての
 価値を有するものと判断する。

(付記)尚、本稿第一章から第三章までは、
 筆者の修論に修正を加えたものである。

第二章 米国の中国政策の伝統

周知の如く、米国の中国政策の原則を初め

て明確な形で世界に宣言したのは、ジョン・

ヘイ (John Hay) の門戸開放宣言である。一八九九

年九月、当時米国外務長官であったヘイは、

英露独仏日伊の六ヶ国に中国に関

する門戸開放の覚え書きを、続いて一九〇七年七

月再度通牒を送ったのであったが、その当初

の契機が何であれ、これはその後半世紀にわ

たる米国の中国政策の建前としての行動準則
 と呼ばれていって来たといえる。
 独立革命（一七七六年）以前からの伝統である
 通商上の機会均等の原則と、その大前提とし
 ての中国の領土的・行政的保全の原則を二大
 支柱とするこの門戸開放政策（Open Door Policy）
 は、その後、T. ルーズベルト（Theodore
 Roosevelt）大統領の満州中立化案、P. ノッ
 クス（Philander Chase Knox）國務長官によ
 る満鉄中立化案、H. スタムソン（Henry L.

Stimson）國務長官の不承認政策（non-recognition
 policy）さらにはC. ハル（Cordell Hull）國
 務長官の対日石油全面禁止案のおびただ
 しい外交文書や公式声明の中で繰り返される
 ことによつて、米国の理想と利益はこれらの
 原則に凝集して中ぎ、現実にはいざ知らず、
 心理的には米國は中國と深くかかわり合うこ
 とになったのである。
 即ちこの宣言以前に既に、広東貿易中
 國の宣教師活動、一膨脹の宿命（Manifest

Destiny)の米國大陸外への適用(1)より、中国
 に対する保護者的な自己像が形成されていた
 が、米西戦争(一八九一―一九〇〇年)の結果として
 のフィリピン領有を一大契機として、今や米
 國は帝國主義諸國の中国分割に対する防壁と
 しての役割を担い、一弱小大國として中国を經濟
 的、政治的、文化的、さらに宗教的に援助
 し近代化を進めてゆくのだという、一種の使
 命感に才で昂揚された心理的にかかり合いが
 醸成されたのであった(2)

中国での伝道事業を支援する為、民間から
 年間二百萬ドルから四百萬ドルの献金が集め
 られ(3) 又一九二〇年に中国在住の米國人宣教師
 教会經營の学校教師、同病院医師は三千人を
 越えていた(4) という事實は、その一端を示した
 ものといえる。

このように、確かに心理的にかかり合いは
 増大していったものの、現実的にはこの自
 己の理想を利益の凝集的表現である中国にお

ける門戸開放原則を争ふる為に、高い代価を支
 払うことをためらったのである。
 これは現実の問題として、中国は米国から
 地理的に遠く、米国には帝国主義的行動に対
 する伝統的嫌悪感が存在し、又何より門戸
 開放政策の大きな契機であった潜在的市場と
 しての中国市場という期待が、米国にとって
 は現実化しなかつたからといえよう。
 ちなみに、米国から中国への輸出が全輸出
 額中に占める割合は一九三一年の年平均で、

三五パーセントへ九位へあるのに対し、日
 本へのそれは九四パーセントへ二位へあつ
 た。(5)
 又、一九三二―三五年の米国の年平均極東貿易量
 は、全貿易量の九パーセントを占めた。だが
 その内、日本との貿易量が四三パーセントであ
 るのに対し、中国へ香港を含むものそれは
 四パーセントでしかなかつた。(6)
 さらに投資市場としても中国市場は米国に
 とつて必ずしも重要なるものではなかつた。と

の中国への投資額は一九三〇年代で、日本への投資額はほぼ同額であり、英国の中国への投資額の五分の一にすぎなかった。(7)

確かにヨーロッパの国際政治が自律的構造を持つていたのに対し、アジアの国際政治が主として他地域の列強によって左右される他律的構造を持つていた為、極端に言ひ方をすれば、経済的には太平洋国家であるよりも大西洋国家であつた米国は、政治的には大西洋国家よりもむしろ太平洋国家として積極的

姿勢を示したことが多かつた。有賀貞氏(8)

といえよう。

レかレながら政治的には積極的姿勢を示したとはいえ、比較相対的にさう言ひうるであつて、自らの極東政策の大原則を争る為に実行に訴えるほど積極的、干渉的であつた。二とはなかつたといえる。

こうして米国の極東政策の原則として高く掲げられた門戸開放の原則は、"良カ"に訴

えられることなく外交文書や声明で繰り返さ
 れたが、中国に對して心理的にコミット
 して行つたものの、現実にはこの原則と實際
 の行動とが次第に乖離していつたのである。
 事實、日本の行動を国際協調体制の中で抑
 制しようとしたがワシントン体制成立の牽引車
 となつたC・E・ヒューズ (Charles Evans
 Hughes) は、日本による中国に對するいか
 なる侵略に對しても、我が国は戦争をしない
 だらうし、という前提に立つて行動して来たこと

語つてゐた。又一米国の中国への関心は、政
 治的人道的理想主義に根ざしてゐると語つ
 た。対日強硬派と見られたH・ステムソンへ
 フーバー政権下で國務長官、F・D・ルーズ
 ベルト政権下で陸軍長官も、そのワシントン
 ン体制が日本の満州侵略によつて崩壊の危機
 に瀕しても、いぬゆるステムソン声明によつ
 て、(一)中国に對する米国の及ぶ米国民の条約
 上の權益に對する侵略は承認しない。(二)一九一八
 年の不戦条約と一九三一年の九ヶ国条約に違反す

る形を惹起され、一切の結果を承認しない。
という先の不承認政策を遂行するに留められたので
あつた。

以上のよりの性格を有するに到つていた米
国の中国政策は、一九三三年成立されたF・D・ル
ーズベルト（Franklin D. Roosevelt）政権に
よつても受け継がれて行つたといえる。

確かにルーズベルト大統領、ハル國務長官
H・モーゲンソー（Henry Morgenthau, Jr.）

財務長官らをはじめとする同政権の政策決定

者達は親華感情を有していた。マスコミのレ

ベルでも、一九三三年に出版されたパール・バツ

クの「大地」(Good Earth)が初版・再版合

わせで二百萬部以上売れたという事実が如実に

示しているように、中国への心理的コミッ

トメントは増大していったといえる。そして

満州事変から日中戦争へと日本の中国侵略が

進行するにつれて、この傾向は一層強まつて

いった。

田の中であつた。特に現実的理由として、日本に
 対し実力を行使しておこなうべき経済的利
 害を中国に有してはなかつたからである。
 とりわけ一九二九年の世界恐慌によつて世界の
 資本主義諸国がその経済体制を閉鎖的存続の
 へと変化させ、アウタルター・プロック経済
 体制を形成しつゝあつた当時において、中国
 やフイリピンとは比較にならない政治的安定
 性を有していた。日本は、米國にとつては重要
 な市場であつた。よつばかりか、いれゆる相

レハレこのよつな政策決定者、マスの方
 のレベルにおける親華感情は、米國の中國政
 策にダイレクトに反映されなかつた。
 中國に同情を示すといふことと、中國の敵は
 米國の敵であるといふこととは全然別のこと
 と考えられていたのである。へ入江昭(10)
 即ちルーズベルト政権も、その伝統的中國
 政策の原則を貫徹する為めに、実力を行使して
 おで日本の中國侵略を阻止しようとはしなかつ
 ったのである。よつは先に述べた三つの理

対的安定期において蓄積され膨大なる米國資
 本の投資市場としても、日本は重要な地位を
 占めていたのである。
 例えば、一九三二年段階で米國の中國への投資
 額は、その全海外投資のわずか六パーセント
 であるのに対し、日本へのそれは五パーセン
 トにも達していたのである。(ii)
 米ニの現実的理由としては、日本海軍力と
 比較した場合の米國海軍力の脆弱性があげら
 れる。中國政策の原則を弁る為の現実的裏付

けがなかつたのである。
 米ニの理由としては、特に國務省内に中國
 政府に対する不信感があげられる。即ち中
 國民衆に対ししては同情するが、日本の侵略を
 招いたのは、経済的、社会的混乱に対し、知
 果的措置をとり得ないでいる中國政府自身で
 あるといふ意見が、國務省の外交官達に広く
 抱かれていた。(ii)
 一九三三年に、ルース大統領がハルに、
 ところ中國における治外法権を放棄すべきだ

と語った所、ハルは「自分はそれ以上賛成だが、省内の自分の顧問達の頭を変えろ」とは出来なない。』と答えたとのことであるが、(13)このことは当時の國務省の中国政府に対する根強い不信感を示すものであろう。へ才五章を檢討するようになり、國務省中国部の若手外交官の中に中共へのシンパシーが存在したのも、そのようなら魯國氣と無関係ではなからう。

以上のようない理由からとられば、原則と突

際、の行動の乖離の表現として、対日寇和政策は、(一)一九三三年初めの日本軍による熱河省、河北省侵略⁽¹²⁾に対しても、(二)同年五月の対中国五千万ドル棉麦クレジット供与問題⁽¹⁵⁾に対しても、(三)宋子文が工作して、新国際融資機關の問題⁽¹⁶⁾に対しても、適用されたのであった。

だが一九三五年になると前年六月に成立した米国の銀買上げ法⁽¹⁷⁾によって惹起された米中間の銀交渉⁽¹⁸⁾展開過程で、それまで「ニューデ

一 奇 七 七

イール政策に遂行にエネルギイを集中し、外
 交の大半をハルクに任せたい。タルバベルトが
 モーゲンソールとモルハルの抵抗を排除レ
 フフ、その対日宥和政策にブレイヤをかき始
 め、一九三七年七月以降の日中戦争の進展にこれ
 て、米国の極東政策を対日宥和から対日抑制
 へと転換させよう。中国政策の原則と実際
 の行動とのギャップを埋めよう。容勢を示レ
 ーフフあった。

一九三九年に入るや國務省は直ちに日本、報

復を受けざることを好む、対日経済措置として

せず、民間業者に、対日輸出を自発的にせよ

ることを要望する、道徳的禁輸 (moral embargo)

を実施せよ。天津問題を契機に、議会に

おけるピットマン決議案、ガイディングバーグ

決議案など、数々の対日制裁決議案提出に不

乏しい、国内世論を背景として、一九三九年七月

二十七日、ハルは日米通商航海条約の破棄を日

本に通告した。

これは、米国の国際政策原則を堅持して、い

るニとを明示するとも、米国の政策を
 推測させるニとによつて、ヨーロッパの混乱
 を利用して日本への行動を抑制するためにと
 り此大ものであつた。
 更に一九四一年三月に日本が中国支配の既
 成事実化のための苦策として、汪兆銘政権を
 成せさせるや、かつモロゲンソに反対レ
 たハルは、中国へのロンドンをニテ万ドル追加
 供与するニとを發表したが、⁽²⁰⁾ハルは依然とし
 て日本との話し合ひに強い関心を示レ、グ

ル一に對し、米國が妥協又は原則放棄の政策
 に傾きつつあるとの印象を与へることのない
 よう、強く念を押しつつ、日本との友好回復
 の方途を探索するよう訓令してゐた。⁽²¹⁾
 このように、五三年末から四四年にかけて
 米國は、常に國際政策原則を明示しつつ、日
 本を硬化させ、日本との紛争に至らぬい
 対日制裁措置としながら、日本の対米協調
 的側面を引き出し、持続させる努力を重ね
 てゆき、ヨーロッパの事態が明白になるまで

日本の行動を抑制していったのである。(22)

ところが、一九四一年七月上旬、スチムソンが陸軍長官として政策決定者に加わったことで、従来閣僚として最も強い対日強硬論を唱えていたモーゲンソーやホーソンベツクの立場は、一層有力となり、米国内部の強硬派の比重が増大したのであった。(23)

そして、ハルの反対を排除しつつフルーズベルトは、次第に対日政策を硬化させていったのである。

即ち、七月二日、石油、屑鉄以外の品目と輸出許可制とし、更に七月二十六日には、必要とあれば全面禁輸に進むことと示唆するよう、は最高級の石油、屑鉄(航空機用ガソリンと第一級の屑鉄)を輸出許可制として、一九四一年初めに道徳的禁輸を課して以来、序々に大きく示したまうた。対日制裁的「態度」を、いよいよ本格的な経済制裁の「実行」に転化させました。

更に九月下旬には、日本軍の北部仏印進駐

を待って対中追加ローンを供与すると同時に鉄類の全面禁輸を決定、更に翌一九四一年七月の日本の南部仏印進駐要求に対し、在米日本資産凍結令を公布、続いて八月一日対日石油禁輸が発せられ、その後の日米間の交渉も空しく、日米開戦に至ったのである。

すでに米国は一九三九年と転機として、米国は蔣政権に様々な援助を開始していった。三、四、五、六、七、八、九、十、十一月、十二月、一九四一年末から四一年末までに総額一億二千万ドルに

のぼる四種類の供款を供与した。(24) 又四年五月六日、三月一日に成立した武器貸与法(Lend-Lease)を中国に適用することを決定した。さらに航空使節団が中国に派遣され、その報告に基づいて中国人パイロットを養成すると同時に、シェンノート(Claire L. Chennault)少将指揮下の義勇飛行隊(Flying Tigers)が中国軍に加わって対日戦に参加することを許可した。(25)

そしてパールハーバー・シヨックを引き金

とし、高揚した議会内外の親中感情を背景に、
 ルーズベルト政権はその対中援助政策を一層
 積極化したのであった。だが一九四四年四月に開
 始された日本軍による大陸打通作戦は、米国の
 精神的援助と限定された物質的援助だけで
 は、中国戦線の崩壊を救いえないように思わ
 せたのである。六月中旬長沙が陥落し、さら
 に衡陽も占領され（八月八日）さらには、戦
 上極めて重要な在中米軍基地、桂林、柳州へ
 の日本軍の進攻は必死とみられ、当時中国へ

の唯一の補給ルートであったヒマラヤ越え空
 輸ルートの中国側基地である昆明や首府重慶
 の陥落も時間の問題と判断されるに到り、米
 国は「中国における戦争努力の全面的崩壊
 しを恐れなければならなくなった。
 中国現地の米軍総司令部司令官G・スチル
 ウエル（Joseph Stilwell）やチャイナサイ
 ングの外交官達は、事態を救うるのは、国共
 両軍の統合使用であると主張した。ワシントン
 のマシーナル陸軍参謀長ヤスキムリン陸軍

長官は、この主張を正当なものとして認め、その
 したルーズベルトに、スチルウェル提案を進
 言した。

中国戦線の崩壊は、ルーズベルトにとつて、
 最悪の事態であつたため、蒋介石にスチル
 ウェル提案を実現するよう強硬に要請した。そ
 こで九箇年の七月から十月にかけて、米中関
 係は極度に緊張することになつた。

だがこの過程で、蒋介石は陸軍省、國務
 省と經由しながら、ルーズベルトと直接交渉し

いる人物と派遣するよう要請して、戦後

中国をアジアの安定勢力に育成することと構

想して、いたルーズベルトは、一方で強硬方針
 ととりつつも、この要請を受け入れ、私的アド
 ヴァイザトの一人であつたハリー（Patrick J.

Jurley）を派遣したのであつた。
 彼はフーバー共和党政権で陸軍次官、ついで

陸軍長官に任じ、後その法律的能力を見
 込まれ、石油事業家ハリ・シンクレア

（Harry Sinclair）の下で、メキシコ政府に没

收すれ、このプロセスで、かつての反対党で
 行った、このプロセスで、かつての反対党で
 あったルーズベルト民主党政権との関係を深
 めてゆき、國務省の官僚政治を嫌うルーズベ
 ルトの信任をえ、大戦中におけるその他人
 外交の一端を担うことになったのである。
 彼自身によれば、大戦勃発後派遣された所
 は、ジャワ、オーストラリア、ニュージール
 ンド、エジプト、パレスチナ、レバノン、シ
 リア、トランスヨルダン、イラク、サウジア

ラビア、イラン、アフガニスタン、インド
 セイロン、ビルマ、ソ連、中国、このことで
 あった。

展開したものであった。そして、翌年九月、連
 合軍は、イタリア本土に上陸し、バドリオ政
 権から無条件降服を勝ち取ったのであった。
 一方、ソ連は、四三年末から四三年初頭にか
 けの激烈なスターリングラードの戦闘で、ド
 イツ軍に勝利し、翌年初頭には、東部戦線か
 らこれを敗退させた。勢に乗るソ連軍は、各
 国のレジスタンス闘争と呼応しつつ、チャー
 ールの予想を越えるすさまじい勢で、ドイツ
 軍を追撃し、翌年一月には、ポーランド国境

を越え、三月にはルーマニア、九月にはブル
 ガリアに宣戦し、さらに十月にはユーゴスラ
 ヴィアに進攻するなど東欧・バルカン半島へ
 深く進んでいた。

英国の「地中海政策の基礎たるギリシヤに
 革命の波が及ぶことは必死心があると判断した
 チャーチル首相は、急遽モスクワへ飛び、東
 欧、バルカン地域の「勢力範囲」⁽¹⁾に
 関して、スターリン首相と「バルカン協定」を結ばな
 ければならなかった。

ソ連との一応の協定によつて、ギリシヤに
 おける優位が認められるや、ギリシヤ国内の
 国民解放戦線に対する弾圧を強化し、同国に
 おける英国の支配権を回復しようとした。英
 軍司令官スコリー将軍による弾圧は、遂に
 翌年五月二日、アテネにおける内乱の勃発を
 誘発したが、解放戦線は、英軍の全面的攻勢
 の前に、翌年二月五日、降服を余儀なくされ
 たのであつた。

ドイツ軍と勇敢に戦闘して来た解放戦線に
 対する英国の弾圧は、ルースベルトを激怒さ
 せた⁽²⁾とは言え、米英ソ三国間の大きな紛争の
 種とはならなかつたが、ホーランド問題とド
 イツ問題をめぐつて、米英とソ連は、戦後へ
 の⁽³⁾野心を秘め、鋭く対立することになるので
 ある。
 ホーランドでは、既に、7ホーランド愛国
 者同盟⁽³⁾が、ドイツに対し、レジスタンス運
 動を展開し、ソ連軍の支援の下に、ドイツを

打倒し、ポーランドにおける国家権力の掌握を目指していた。一方、ロンドンには、ポーランド亡命政権が存在して居り、カチンの森における一万四千人も、ポーランド人将校大量虐殺事件やカールソン線問題をめぐって、一層反ソ反共的態度を打ち出し、戦後におけるポーランドの支配権を主張していた⁽⁴⁾。

ロンドン亡命政権を正統政府と認め、米英両国とも、当初は、これらの問題をめぐって、ソ連と対立することを望んでいなかった。

た⁽⁵⁾しかし、四年一月、ソ連軍は、ポーランドに進攻した後、七月には、「愛国者同盟」と「祖国国民会議」を主体として「国民解放委員会」を創設させ、さらに十二月、これを基礎に、「ポーランド臨時政府」を成立させて、ソ連占領下の行政権を委任したのである。そこで、解放後のポーランドに樹立される政府に、亡命政府を参加させる方針であった。米英と、臨時政府を基礎として新政府を樹立しようとするソ連との間で、この問題をめぐ

ぐり、緊張が生じて来ていた。この下では対ソ強硬論は抑制され、カベルト政権の下では対ソ強硬論は抑制され、抑えられていた。

米英ソの共同の敵たるドイツの処理問題に ついても、留年になつても、その処理方法が 三国間で決定されていなかつた為、まず米英 間で検討が加えられた。

米英間α才ニ次ケバツク会議（留年九月） には、モロゲンソ一財務長官主導の下に米英

財務省を中心に作成されたドイツ処理案（一）

モロゲンソ一・フランソ一が提出された。同処

理案は、（一）南北ドイツへのドイツの解体（二）

ポーランド・フランスへの領土割譲（三）完全

な裁装解除（四）軍需産業の完全撤去ばかりか

ドイツ経済に工業的性格の残存を保證するよ

うな一切の製造業の全面撤去までも要求し

ドイツを「農業と牧畜の国」にしようという

極めて厳しいものであった。

ドイツの非産業化が達成された時は、英

(6)

一 番 七 六

国がドイツの輸出産業の肩代りすることになるであらう地いうモリゲンソールの言葉に説得されたかに見えた予ヤールは、「完全に破壊されたドイツは、全ヨーロッパを覆う混沌の蔓延源となるであらう」とのイーテン外相らの反論を無視出来なくなつていた(7)
 米國側でも、ハル國務長官と、スラムソンの陸軍長官が、同案に直ちに反対の意向を表明した。國務省は、ドイツ処理案作成のための委員会を設置し、ここで検討を加えていた。

同委員会は、英ソの対独政策を次のように分析していった。

「英國は、将来ドイツが英國の輸出と競争することに関心を有する為、賠償要求は明らかに才二義的であつて、ドイツの基本的な経済破壊よりも、その管理を目指した總健全なものである。これに対し、ソ連は、現在彼らが支配している地域から厳しく、産業の最高責任者と大土地所有者を排除し、賠償も、ドイツの経済から、ソ連の再建と工業発のため

最大限のものを引き出そうとしている。(8)

このような分析の上に立って、米国の対独政策の基本を次のように提案している。

徹底的な非工業化の計画も、ドイツのヨーロッパ市場への工業輸出を永久的に規制する計画も、国際的治安保障を損う恐れがあるため、ドイツから新しい対立の危険を取り除くよう、ドイツ経済の方向づけに努力する。とが不可欠である。(9)

かつて一九三三年、モーゲンソー、イツキース

らのニューディールによって、ハルの対日宥和政策のアンチテーゼとして対中借款決定を敢行されたハルは、モーゲンソーは越権行為であるとして反発し、モーゲンソーに対抗しようとしたのであった。ハルと見解を共有したスチムソンも、反対の立場を明確にしたのであった。

こうした情勢の中で、ルースベルトは、モーゲンソーに消極的態をとリ始めるのである。(10) それには次のような理由に基づいて

一 喬 七 氏

いた。

ドイツ工業の徹底的破壊を骨子とする同
フランスは、大量の政府資金による対外援助に
よって、海外市場を再建、確保せよという経
済界の主張と対立していた。

ドイツ連は、戦後、ドイツの経常生産からの
賠償取り立てを希望して、モリガンソ
の考えるようなドイツの構造変化には興味を
持っていないという情報を得ていた。

(三) 十月の大統領選挙を前に、共和党候補デ

ユーイ (Thomas E. Dewey) が、西部戦線にお
けるドイツ側の抵抗が強まったのは、同
ソの為であると、ルースベルトを攻撃してい
た。

しかし、ドイツ問題をめぐって、米英とソ
連とは、意見の一致をみて居らず、この問題
は先のポロランド問題とともに、ヤルタ会談
(翌年二月)以降、とりわけトルーマン政権
成立とともに、米英国内に対ソ警戒論を抬頭
させてゆく一因となっていた。

以上概観した如く、ヨーロッパ方面では、戦局は、連合軍に有利に展開し、さらに、四月六日には、ノルマンディー上陸作戦（オーストリア作戦）を敢行し、頑強なドイツ軍の抵抗を排除して、八月五日には、パリを解放した。こうして戦後への見通しが強くなるにつれ米英とソ連の対立が顕在化し始めていった。

一方、太平洋方面では、四年初頭マーシャル群島、五月マリヤナ諸島のサイパン、グアム、フィリピン、九月には、カロリン諸島、バウア諸島に米軍が上陸し、さらに夏から秋にかけて、マリヤナ諸島に立寄る。キルバットの航路距離をもつB-29の基地が完成しつつあり、太平洋からの対日空爆も時間の問題となつて来ていた。そして、更に、太平洋方面では、軍事上の一大変更が、米国によつて行われたのであつた。それは、十月三日、米国の対日戦略の

修正であつた。この戦略修正によつて、日米
 開戦以来、マーシャル陸軍参謀長、スナムソ
 ン陸軍長官らの陸軍首脳やトリわけ現地のス
 ナムソール將軍・シエンノート將軍が構想し
 て来た中国を基地として対日攻撃を行うとい
 う戦略は破棄されて、台湾、中国東部海岸へ
 の上陸作戦は基本的には、中止された。(12) 代つて
 マツカーサー將軍の主張を作戦の中軸として
 採用し、海軍へとくにキンケ海軍作戦部長
 の方針を側援的に遂行することとが決定され
 (13)

ルソン島から沖縄へ上陸作戦を敢行すると同
 時に、アリアナ諸島から硫黄島を経由して
 沖縄へ進攻することになったのである。(14)
 この対日戦略修正は、その後、重大な結果
 をもたらすことになるのである。即ち、中国
 の戦略的地位が低下したのと、翌年八月の
 終戦時に、強力な米陸軍部隊が、中国に存在
 してゐたことであつた。
 対日打倒に軍事的に貢献して初めて、戦後
 にあける大国としての地位が保証される訣で

あつたが、米国の戦略修正によつて、米軍の支増を受けて、貢獻する機会は、減少し、大國としての地位を要求しうる實質的根拠を失つたのであつた。と同時に、終戦時にあつて米陸軍部隊が進駐していかつたため、米國は、ソ連軍、中共軍の行動を實質的に抑止するとは出来なかつたのである。

米國のこのよくな決定は、千ヤ一ケルノ行動と好対照をなし、クラウゼヴィツの觀念を欠き、軍事才一主義に導かれていたのであつた。

では、一体何故にこのよくな結果をもたらす決定が下されたのであろうか。それには、次のような要因が働いていたのである。

(一) 米才一には Island Hopping 作戦が、予想以上に功を奏して居り、日本本土への本格的爆撃も尙近に迫つていたこと。

(二) だが一木中國では、日本軍の圧力が弱まりつつあるとはいえ、日本軍は侮り難く、これに對して、重慶南方の成都を主要基地とす

る中国空軍、米國空軍への補給は依然として
 て中国、インド國境のハンガ山系を越え、は
 るはる赤い口もかなたかう好されぬはなら
 つかつたため、作戦活動は限られざるをえず
 しかも国民政府軍の一層の弱体化と、国共対
 立という困難が存在していたこと。
 (三) 中国情勢の不確定性にひきかえ、この段
 階では、ソ連の対日参戦が十分予想されてい
 たこと。

翌年十月のモスクワ外相会議の際、スター

リンは、ハル國務長官に、ドイツ打倒後、対
 日参戦すると伝え、さらに、同年十月末のテ
 ヘラソ会議の際にも、その意向を確認した。
 日本が降服しても、大陸の日本軍が降服しな
 ければ、完全な対日戦の終結とはならず、こ
 の事態に備え、又本土攻略の間、大陸の日本
 軍と釘付けにするためにも、大陸のソ連軍の
 役割は重要であるとして、米軍部、とくにスチム
 リン、マーシャルらの陸軍によつて判断され
 たのであった。一ツソ連の対日参戦は、戦

略修正の重要な要因であつたが、修正後は、
 逆に、戦略修正が要因となつて、米陸軍は、
 「ソ連の対日参戦」を強力に要請することに
 なるのである。」
 (四)又、この戦略修正には、ルーズベルトの
 国内政治に対する考慮が強く働いてゐると思
 われる。
 マツカーサーは、自分が正当な根拠を持つ
 るといふと考へた軍事方針に反対する統合参謀
 本部、國務省、ホワイトハウスに對抗する目



的から、本國の共和党有力者と緊急な関係を
 維持してゐたため、南西太平洋戦域における
 彼の一連の作戦の勝利は、とくに西部、中西
 部の共和党系「ハリスト、マコーミック、パ
 ターソン系新聞によつて大きく報道され、米
 國大衆にとつて偉大な英雄となつており、共
 和党議員の間で人気が高かつた。そこで、ワ
 ッシュンバーグ (Arthur Vandenberg) 上院議
 員が中心となつて、彼を四年十月の大統領選
 挙の共和党候補に指名しようといふことを

こうして、彼は、デュレイとにも、同党の有力候補の一人となつてゐた。太平洋才一主義者の彼が、もし指名を受ければ、臨戦能勢の不備、フィリッピン放棄方針、南西太平洋への補給不足とあげて、ルーズベルトを攻撃することば明らかであつた。結局、彼は立候補をとりやめたが、こうした彼の絶大な影響が、マツカーサーの軍事方針を中軸とする妥協的対日戦略修正決定に働いてゐたのである。



第四章 F・D・ルーズベルト政権
 一 その国内的条件と
 ルーズベルトの環境認識
 第一節 国内的条件
 周知の如く、第一・二期のルーズベルト政権は、一九二九年以降の未曾有の恐慌に対処する為、それまでの米国家資本主義の基礎をなして来たと考えられていた自由放任主義を否定し



は、鋭く対立するに到つたのである。

この頃、国際情勢は、一層悪化しつつあり、

た、即ち、一九三六年三月十四日ドイツはロカ

ルノ条約を破棄し、ライオンランドに武装進駐

一九三八年には、オーストリアを併合し、一ナ

極東では、一九三七年七月日華事変が勃発してい

た。一九三七年十月五日、すでにルーズベルト大

統領は、シカゴで「隔離演説」(Quarantine

Speech)を行ない、ドイツと日本の侵略に強い

警告を發していたが、直ちに直接的行動をと

第1表 ニューデールの成果

(1929年を100とする)	1934年	1935年	1936年	1937年
工業生産	66.4	75.6	88.2	92.2
卸売物価	78.4	83.8	84.6	90.4
貸金支払高	59.1	67.3	78.2	93.6
工場就業者数	80.8	86.1	92.3	99.8
百貨店売上高	61.6	71.8	79.2	82.8
農産物価格	60.4	73.2	76.7	81.9
失業者数(百万)	13.7	12.4	12.3	7.1

(各年の Statistical Abstract of the United States)

に、抵抗し、両者に

ユ一ディール

社会政策(ニ

ト政権の経済

は、ルズベ

そこでは資本の側

(表1、4)

米国の資本主義体制の維持、強化を大前提に

しつつ経済活動を一定程度統制し、同時に、

労働者の権利を保護、拡張していった。

ることはなかつた。しかし、とうした国際情勢の悪化に対処してゆこうという動きが、徐々にではあるが議会の内外に生まれれてきた。その第一は、下院海軍委員会委員長カー・ル・ヴァインソン (Carl Vinson) の提出した海軍拡張法案 (第二次ヴァインソン案) の成立であつた。この成立過程においては、不干涉・中立政策の立場から、共和党及び一部民主党が強硬に反対し、百日に余る討議が重ねられたのであつた。この審議過程に見られるよう

に、議会・一般世論に見られる孤立主義的傾向は極めて根強く、ルーズベルト大統領としては、こうした世論を刺激することのないよう配慮しつつ、戦争への準備を進めて行った。とりわけ、一九三九年九月ドイツがポーランド侵略を開始するや彼は、特別議会を招集して新中立法の制定を要請し、二ヶ月後の十二月同法の成立によつて、武器禁輸条項の撤廃しが行われ、交戦国に対する武器の現金売却を可能にした。

一 寄 二 五

こうしマルズベルトは、軍需品の海外輸
 出への道を招きつつ、軍需生産機構を整備し
 ていた。このプロセスで、ルイズベルトは
 多くのビツグ・ビジネス出身者を、これらの
 機構のメンバーとして登用し、彼等は、第三
 ・四期のルイズベルト政権に、食い込んでい
 ったのである。

三年八月設立された米国の戦時機構第一号
 の戦時資源局 (War Resources Board) の局
 長には、モルガン財閥のUSスティーレル会長

のステツティニアス (Edward R. Stettinius)
 が任命されていた。そのメンバーも皆、ビツ
 グ・ビジネス出身者で占められていた。

John L. Pratt // GM 重役

Walter S. Gifford // 米国電信電話会社社長

John M. Hancock // ニューヨークの金融会

社リーマン・ブラザーズ商会の共同経営者

Robert E. Wood // ミアーズローバツク会長

で、アメリカ第一主義運動の指導者。(1)

又、四一年一月設立の国防生産管理局 (Office

of Production Management) 局長には、GM
 前社長のヌードセン (William S. Knudsen)
 八月設立の供給・優先・割当局 (Supply,
 Priority and Allocation Board) の実質的
 局長には、シアーズローバック副社長のネル
 ソン (Donald Nelson) がそれぞれ任命され
 ていた。⁽²⁾
 トップレベルの政策決定者の中にも、ビッ
 グ・ビジネス出身者が登場していた。
 先のステッティニアスは、ハルが病気で辞



任した後、ホプキンスの推薦で、翌年三月よ
 り國務長官に就任した。國務次官補のロ・ア
 ケソンは、長年モルガン財閥の法律顧問を勤
 めていた。(彼は、翌年八月、クルー、後任
 として國務次官に就任し、当時、ルーズベ
 ルトの外交政策の私的アドバイザーであり、
 ハーレーが、国共調停工作を行っていた当時、
 駐ソ大使であったハリマン (Everell Harriman)
 は、モルガンとともに、対西欧投資を専門に
 担当してきたハリマン財閥のブラウン・ブラ

ザリス・ハリマン & カンパニーの代表であつた。

陸軍省も、ワオール街出身の法律家と金融業者のチームによつて運営されていた。(3)

スチムソン長官とパターソン (Robert Patterson)

次官は、前者に属し、マックロイ (John McLoy)

ラヴェット (Robert Lovett) 西次官補は、後

者に属していた。(4)

ノックス (Frank Knox) 海軍長官の死去に

よつて、次官から昇格したフォレスタル (James

Forrestal) は、元デイロンド・リード投資銀

行会長であつた。(彼は、トルーマン政権の

下で、対ソ警戒論の主唱者となつてゆく。)

ジョーニズ (Jesse H. Jones) 商務長官は

セカンド・ナショナル・バンクや、ユニオ

ン・ナショナル・バンクの副総裁を歴任した

後、ルーズベルト政権存続中十三年間にわたり

オニ次大戦中の戦争経済に資金面から最大の

貢献とした復興金融公社 (Reconstruction

Finance Corporation) の総裁を勤めた。(6)

又、ジョーインズの下で、四三年、商務次官に
 就任したクレイトン (William Clayton) は、
 世界最大の棉花輸出国社だったヒューストンの
 アンダーソン・クレイトン・カンパニーの
 社長であった。(7) (クレイトンは、ステッティ
 ニアス國務長官、グルー次官の下で経済担当
 國務次官補となり、後、トルーマン政権の下
 でD・アチソン次官とともに、トルーマン・
 ドクトリンの作成に中心的役割を果たすこと
 なる。)

これらビッグ・ビジネス出身者に対しマ
 ーティン・ルーサー・ベルト政権には、モーゲン
 ソー (Henry Morgenthau, Jr.) 財務長官、イ
 ッキーズ (Harold Ickes) 内務長官、パーキ
 ンズ (Francis Perkins) 労働長官及びラウ
 ーレス (Henry Wallace) 副大統領らのニュー
 デイルラー達に依然、影響力を有して居り、
 ルーズベルトは、単純化し、まいたえ、両勢力
 のバランスの上に立って、ホプキンズ、カー
 リ、レーヒー、マーシャル、ハリマン、ハ

ツグ・ビジネスは、今やその利益代弁者として
 一ズベルト政権に送り込んで居り、これらの
 問題と有利に解決すべく、同政権の戦後経済
 政策の立案・決定に強力に圧力をかけうる位
 置にいたるのである。

経済開発委員会 (Committee of Economic

Development = C E D) (10) 国家計画協会 (National

Planning Association) 二十世紀基金 (The Twenty

Century Fund) などのビツグ・ビジネス諸団

体は、政府と密接な関係と維持し、一国内的

には、戦後も引き続き、政府による大規模な
 スペンディング政策と行い、対外的には、大
 量の政府資金の対外援助による海外輸出、投
 資市場を確保してゆくことを、強かに主張し
 ていたのである。(11)

四年七月のブレトン・ウッズ会議における

ドル市場の世界的拡大と保障したIMF体制

の確立決定は、まさにこのビツグ・ビジネ

スの希望に沿ったものであった。

この決定によつて、ビツグ・ビジネスの対

外的經濟政策は、その基^(礎)とえられれたが、国内
 的經濟政策の遂行には、多くの困難が存在
 していた。
 その最大のものは、労働組合、特にCIO
 と中心とした労働政勢であった。賃金は、四
 半の水準から十五%上の所に凍結されたが、
 物価は四%も騰貴しており、⁽¹²⁾四三年に、二九六件
 (参加人員八四万)だったストライキ件数は、
 四四年には、四九五件(同二二万)へと激増してい
 った。



さらに、四四年十一月の大統領選挙及び上下両
 院議員選挙に際しては、ヒルマン(Sidney
 Hillman)の指導するCIO政治活動委員会
 (Political Action Committee)が、ルーズベ
 ルトやCIO支持の議員候補者と当選させる
 べく、雑誌『タイム』が、同委員会のポスタ
 ーやラジオ放送、パンフレットと、7000年
 半の間に、アメリカでやられたもののうちで、
 とびぬけた巧妙な政治プロパガンダだと評
 したほどの、激しい運動を展開した結果、ル

一ズベルト当選の原動力となり。又一二〇名の
 下院議員と七名の上院議員を議会へ送り込み、
 さらに、六名の州知事選出に、大きな力を与
 えたのであった。(13)
 すでに選挙運動中、マツカーサーやアイゼ
 ンハワールの戦果を前に、デュリーのルーズベ
 ルト政権批判は、ほとんど効果がなかったた
 め、彼は終盤戦に到って、論争を共産主義の
 問題に向け、ゆき、今や共産主義者は、二
 ユーティールと牛耳り、遂にはアメリカ政府

を支配しようとする。狙ったところ、同政権を政
 撃していった。(14) 有権者が現れ、たのは、十
 千ズムやファシズムよりも共産主義だ。たか
 らである。又、ソ連軍によるものと推定され
 た。たかチンの不慮殺害事件や、同軍の東欧
 バルカンへの急進攻撃によつて、六〇〇万以上と
 見られていたポーランド系国民を中心に、対
 ソ警戒論が盛り上つて来た。たからであつた。
 ところが、戦争中は、すつかり地下にもぐつ
 てしまつた。たえず低いささやきとなつて伝

えられ、いた可赤^レと、い^ス脅^アし^レは、^ニ国^ニび^ニ悪^ク意^ハに満ち、復活して来た。レのである。

こうして、一方では対ソ警戒的世論が醸成され、来てはいたが、他方では、早期戦争終結への期待から、米ソの協調と国際平和維持機構を支持する世論も高ま^ッ、来ていたのである。

(尚この問題については、オニ節で検討する。)

オニ節 ルーゾベルト外交の特徴

— 個人外交 —

一九三三年、ル・ロ・ル・ルーゾベルト政権の発足に際し、ルーゾベルトは対議会影響力と政治的経験を重視して、ハル(コルボール)と(フニ)を國務長官に任命した⁽²⁾。ハルはこのポストを受諾するにあたり、^テ外国政府へ大統領のメッセージを伝えたり、^又外国政府からのメッセージをへ大統領領へ^テ伝えるたりするだけではなく

外交政策の形成と遂行に参加する。ルーズベルトもその
 条件として要求し、ハル自身は解
 要求を尊重すると約束したと、ハル自身は解
 釈した。しかしながら実際にはルーズベルト
 は外交ルートを通ずりもへ私的アドヴァイ
 ザーを使つて一筆書し外国政府首脳と直接コ
 ミュニケートするスタイルを好んだのである
 ぞとマルドナルドは、自命の友人であるモ
 レイ (Raymond Moley) やカー (Wilbur Ca
 ー) を國務次官補に、スウィルソン政権当時



一木

國務次官補だったフィリップス (Phillips) を國務次官に任命するに
 一方ではハルの政治的影響力を利用し、他方
 で老練政治家ハル主導の外交展開を抑制しよ
 うとしたのである。又一九三八年ハルの提議によ
 って外交と軍事を結合する最初の判度化とし
 て「常設連絡委員会」が設置されたが、一
 つ太平洋戦争が勃発するや当のハルは、多く
 の政策決定が軍事的決定であつたといふこと
 もあつたが、政策決定からは実質的に排除さ

してしまつたのである。(5)
 このようなるルーズベルトがその戦時外交を
 展開するにあつても國務省ルートをしばし
 ば忌避したのば、そのパライソナリテイから
 大胆な個人外交を展開するのハルを頂点
 とする國務省のいれゆる官僚政治が阻害要因
 であつたからであるといわれ、そして木ポ
 キンズ (Harry Hopkins) を始めカリー (La
 ueclin Currie) モーゲンソー (Henry Morg
 enthau) 財務長官、ウエルズ (Summer Welles)

國務次官 (6) ハリマン (Averell Harriman) 駐
 ソ大使、ハレー・レーヒ (William Leahy)
 大統領付参謀長らの補佐官、私的アドヴァ
 イザーといつたいれゆる側近をコントロール
 し、その助言を求め彼等を世界各国に派遣し、
 相手国の意向の打診、情報集収、交渉にあつ
 らせ、個人外交といいうる、オーガナイゼイ
 ショナル・プロセスを省略した外交を展開し
 たのであつた。へだが勿論、國務省ルートを
 完全にバイパスしたといふのではなく、比較

相対的に個人外交的色彩が強かつたといふことである。

例えば一九四三年七月八月カーリーを、又一九四四年六月ウォーレス (Henry Wallace) 副大統領を情勢視察の爲中国へ、スハリーを南西太平洋、中近東へ連、そして中国へ派遣し、カイロ会談に際しては、事前に國務省に通知するにとりてカイロ宣言を發せ、^例一九四四年九月英米間のオニクヤベック會議に際しては、ハルをして越權行為であると反發せしめ、ドイツ

ツ処理業へモイゲンソイ・プランをモイゲンソイを中心にして作成せしめ、一九四五年二月のヤルタ会談において、ルーズベルトは重要問題について、同会談に参加したハルの後任のステッティン (Edward Steettin) 國務長官をば高く尊らハリマンと協議したのであった。又このヤルタ会談に際して、國務省は、南樺太と北中部千島を委任統治にすべきであるとして、勸告していたが、ルーズベルトは南樺太と千島列島をソ連領にすることを認め

マシマッタのであつた ⁽⁸⁾	さらに、対日占領政	策立案過程においでも、	國務省日本派主導の	着和的占領政策を忌避して、	その中で立案の	為、國務省に協力して来た	外国経済局(PEA)	戦略局(DSS)、	戦時情報局(OWI)などのメン	バー達を、國務省の指導と	監督から解放し、	直接、ホワイトハウスの	大統領付極東問題補	佐官カリーリの下で立案	作業を進めさせたの	である ⁽⁹⁾	かくシマールズベルト	政権の外交政策を考
---------------------------	-----------	-------------	-----------	---------------	---------	--------------	------------	-----------	-----------------	--------------	----------	-------------	-----------	-------------	-----------	--------------------	------------	-----------

察する場合、必ず言及されるのは彼の創傷怒	も含めた東アジア観のい	れば原型について考	ルーズベルトの中国観、	否より広くこれを	(一)ルーズベルトの中国観	オミダールズベルトの情勢認識	戦後世界構想がキポイントとなってくる。	察する場合、ルーズベルト個人	の情勢認識と
----------------------	-------------	-----------	-------------	----------	---------------	----------------	---------------------	----------------	--------

駿、即ちその幼少期における家庭環境とそ
 の経験である。そして彼自身もスノー（Edgar
 Snow）にそう語っている。(1)
 ルーズベルトの母方の祖父ウオレン・デ
 ー（Warren Delano）は、東貿易で富を築き、
 南北戦争中には在中米國使節を勤めた人物で、
 中国人をよく理解し、彼らが好きであつたが、
 日本人を非常に嫌つたという。(2) 彼の娘
 サラ・ルーズベルト（Sara Delano Roosevelt）
 は、
 フ・D・ルーズベルトの母親も、幼少期中



国で暮した経験があり、幼少期ルーズベルト
 は中国の美術品や装飾品にかこまれて母親か
 ら折にふん中国の話を聞かされたという。(3)
 第二章で既に検討した如く、20世紀前半に
 おいて米國は、中国に対して使命感にまて昂
 揚された心理的にかわりあいをもち、その中
 國政策には感傷的色彩が与えられていたが、
 ルーズベルトの場合には、以上見長よつた個
 人的要因も重なつて、大統領に就任する時点
 において、感傷的親中感情を有していたと

いいうるであらう。

今一つの要因は、幼少期における海への関心であり、それはやがて海軍力への関心として更にほへ祖父の英日感情にも影響されはかちも知れぬが、ハートや対日観の形成へと発展してゆくのである。

ルーズベルトは幼少期、海軍力の強化による通商の拡大こそが国家繁栄の基礎であると主張するレーマハン(Alfred T. Mahan)大佐の

The Influence of Sea Power upon History (1890) に痛く

感銘を受けたという(海)かつスター(Frederick J. Turner)は八九〇年代に、米国のフロンティアは消滅したと言ったが、これ以降アメリカは米西戦争でフイリピンを領有したことをはずみとして、ジョーン・ヘイ(John Hay) 国務長官の門戸開放宣言に象徴される如く、太平洋東アジアへの関心を強めて行ったのであるが、それは又、まさにルーズベルトの少年期から青年期さらに壮年期と軌を一にして来たのである。このプロセスを幼少期における海洋へ

の関心を起卓として、F. D. ルーズベルトは伯父セオドル・ルーズベルト (Theodore Roosevelt) の国際政治観に影響をうけ、又ウィルソン (Woodrow Wilson) 政権下での自らの海軍次官補 (b) (ハルシー) としての体験より、そのハイドな日本観を形成していったのである。が、ハロルド・アイザックス (Harold R. Isaacs) の指摘する様に、ルーズベルトの場合も、他の一般米国人同様、その日本観は中国観と対峙していったのであった。

パワーマリテイツクスの国際政治観を有しているルーズベルトは、日露戦争における日本海軍力に注目、警戒し、日露間の調停を行つたのであるが、このルーズベルトの対日警戒観がその後、F. D. ルーズベルトに大きな影響を与えたと考えられる。彼が海軍次官(補)のポストにあつた時、日本はアジア、太平洋における大海軍国としての地位を確保しつつあり、第一次大戦終結に際しては、同地域におけるドイツ権益や属領を

獲得し、	国民革命途上の	中国に對しては	大戦
中の二十一ヶ条要求に	象徴される如く、	大陸	
への拡張主義的政策を	顕在化しつつあつたの		
である。七年余に及ぶ	海軍次官としての	体験	
は、	ド・ルーズベルトをして	今や	日本こそ
が	米國に對つて	才一の	仮想敵國であるとの
確	信を抱かされたのであつた。		
感傷的	好意的	イメージ	を付与される
と警戒的	敵対的	イメージ	を付与される
			は
			中国
			日本

ルーズベルトが大統領に	就任した時、	彼
の東アジア觀への	構造は	形成されて
である。		
このように	ルーズベルトは	第二章で
述べた		
如く、	議内外の	親中感情を
背景として	つつ、	
一九三八年を	一大転機として	對蔣政権援助を
積極	化して	いっただの
であり	日米開戦以降も、	
この段階では	物的	精神的
援助を	与える	二
とによつて	中国戦線	の崩壊を
阻止し、	同時	に
米國の	對日	作戦遂行の
負担を	減らす	という
戦		

略的考慮が働いて来たことは言うまでもない
 が、五億ドル借款供与（四三年二月）、不平
 等条約撤廃（四三年一月）、中国人移民法廃止
 （同年三月）、モスクワ外相会議（四三年十月）
 カイロ会議（同年十一月）、サンフランシスコ
 会議（四五年四月十六日）における中国大國化
 政策の具体化、等の一連の政策を拵用したの
 であつた。
 だが彼が最初の中國觀は一貫して堅持され
 長談ではなく、オニ次大戰中の中國情勢はル

ル・ズベルトにその中國觀の修正を余儀なくし
 たのであつた。エドガー・スノーによれば、
 ル・ズベルトは既に一九四三年の段階において、
 蔣介石政權が統一的支持を受けている事は、
 正しいといふ認識を有して来たといふ⁽⁸⁾。そして
 四三年中頃から、蔣政權の対ソ政策、消極抗
 戦、腐敗について、情報によつて蔣政權に對
 する批判を強めて来た。ル・ズベルトはソ
 エルズに「蔣政權の特徴ともいえる腐敗と無
 能」について控え目どころか声を大にして語り

蔣政權が中国民衆の極度の貧困に明らか同
 情を欠いてゐるニとに我慢出来な^い。と語り
 へ一九四三年九月⁽⁹⁾ 一九四四年に成るとスデルウエ
 ルの罷免もありへ十月⁽¹⁰⁾ まで蔣介石にはす
 っかり幻滅し、中国国内情勢の様相にも困惑
 失望しもう自分が干渉を加えても大きな感
 化は及ぼせぬのではな^いかと感じてゐるよう
 であつたとい^う。⁽¹⁰⁾
 一方中英に對しては、一定程度の肯定的評
 価を下してゐるが、蔣政權を放棄するとい^う

明確な意圖を持つてゐる説ではない⁽¹¹⁾。その一
 定程度の評価は次のような理由からな^す。とい^える。
 (一) 美地見開に基^づく中英関係報告が國務省
 を通じボワイトハリスに伝えられるようにな
 るのは米軍事視察団が延安へ派遣される中
 英間の公式的接觸が開始される四年七月下旬
 以降であり、そのころの中英観は、スライを
 始めとする米國ジャーナリズムによつてな
 り上げられ、"中英農村改革者"論の影響

さしごるをえつかつたニと——スノイはニの
 中で中共の目標が共産権力の確立にあるニと
 を明確にしつつも、事実として、スノイは米
 国世論に、中共は他のどんな共産党とも異なる
 農村改革者であるという重大な概念を作り
 上げてしまつたといふ⁽¹²⁾ スノイはルーズベルト
 との会見でも⁽¹³⁾ 中共の当面の目標は農業改革
 であるが、彼等はマルクス主義者であつた、
 その最終目標が共産主義であるニとを繰り返
 したとのことであるが、一方では自分が信頼

を置くハイレイ駐華特使へ後、大使の中共
 非共産主義政説という見解も伝えられてい
 た為、ルーズベルトが、中共をソ連型へニし
 ば又當時は唯一の共産主義政権の形態であつ
 た訳であるが、共産主義政説と同一視しえな
 いか、又ソ連型とは異なる共産主義権力の形態
 といふものを理解しえなかつたか、といえば極めて
 疑問である。
 (三) ルーズベルトは四三年段階より中国の内線
 軌道の危険性と、それによつて抗日戦遂行が

阻害されることを危惧していたが、その原因を国民政府の中共政策に求めた。これとの関連で中共への肯定的評価が生じたものといえる⁽⁸⁴⁾

(三) さらに、ルーズベルトの当初の蒋政権への期待が高かった為、現地の米国出先機関やジャーナリストを通じて、蒋政権の腐敗、非能率、消極抗戦の事実を認識するに到るや、その心理的反動として、能率的な抗戦意欲の低い、支持基盤を広げつつあると報告されて

い、中共をプラスイメージにとらえたとしても不思議はない。一九四四年中共が国共合作の主要条件として要求したものが西欧民主主義の基本原則であり、蒋介石がこれに反対した事実は、美がルーズベルトのこのプラスイメージを強めたことには明らかである。

そして事実ルーズベルトは五年三月の段階では、中英の勢力増大をばっさり理解してはいない⁽⁸⁶⁾。このような中英理解の上には、米将兵の最少の犠牲を早期に對日軍事的勝利

を實現しようとし、既に検討したように日本本土に対する対日戦略は修正されていくが、中国本土の日本軍に対する明確な戦略は未確定であった。ルーズベルトが、対日戦の最終段階には、中英に直接援助を与える方針を固め、そのとの関連で四年七月米軍事視察団を延安に派遣した。蔣介石の抵抗を排除して、三月段階では、華北海岸に地上補給と連絡將旅を派遣し、中英軍に援助を与えて、共同で

華北作戦を展開する。これを米國は現実に計画していた。これは現実に、二つの政權と協力をすべき長のだ。そして今後、両者を合体させる必要は、これを続けるつもりだ。ルーズベルトは、スノーに語り、蔣政權をバイパスする。この問題を視てなかつたのである。

(二) ルーズベルトのソ連觀

ルーズベルトは大戦初期の段階では、ソ連

スノの次のような解釈を全面的に首肯した。

トルズベルトの対ソ政策が目指すところは、ロシヤが歴史的に抱いている。ヨーロッパからの包圍と排斥とに対する歴史的な危機を除去するにとあり、スターリンには、対しては、資本主義的民主主義は平和手段によつて必要な変化を調節する能力があるのを納得させるにとあり、ロシヤが世界平和実施に協力する代償として、一家族

は絶対的権力によつて支配されてゐる国家であり、共産主義は耐えがたい思想である。と考えていたが、経済的安定を目標とする点で、二山を評価していた。(9) としてテハラン会談へ一九四三年のスターリン (Josef Stalin) との接触を機に、彼個人に対する評価を高めて行った。会談後、トルズベルトはスターリンを全く感銘深い人物であり、スターリンの言葉は直截であるので好感がわてる。(10) とその印象を述べた。又一九四四年五月ルズベルトは

中国訪問の目的を伝えるよう両者に副令を
 クワに立ち寄り、モロトフ(モロトフ)外相に
 ハーレーとネルソンの訪中に際しては、モ
 ニウレトソ連観に沿って、ルースベルトは
 あった。
 フモリなんだ。(中)との信念を明らかにしたので
 存でざる恒久的平和を建設する為に努力する
 やはり、この戦争が済んだ後は、我々が共
 と戦う準備をしなければならぬ。私はまだ
 るか、とも存せば平和への希望を捨て、彼
 と戦う準備をしなければならぬ。私はまだ

の一員としてロシアに援助の手を差し伸
 べるにとてあり、そして革命的変革を
 達成する為には暴力と戦争とが避けられ
 ないしと見るマルクス主義のドグマに迷
 どりするにとなく、国際防衛組織にと
 に参加する両体制間の有益な競争とい
 ひろびられた可能性を開拓するにである。
 この時ルースベルトは、スノーの解釈を再
 確認するよう、我々はスターリンを信じ

うなソ連観があつたといえる。

ヤルタ会談後の一九四五年三月、スクリューがベルトと会見した時、ルズベルトは「今度ばスターリンとは絶対におぼらしくうまくいっただよ。とうとうあの人物がめかり、好きになれたようになり、思ひ、ほんど喜びいさんで、いふほどであった。(26)

こうしたルズベルトの樂觀的ソ連観は、去直前まで堅持されてきた。『私はソ連問題を出来るだけ気楽に考えていきたい。何故な

え⁽²³⁾、又ヤルタ会談に先立って米英首脳予備会談を開催しようとのイヤーニルの提案を、スターリンが米英結託イメーヂを蘇えらすこととを恐れ、拒絶し⁽²⁴⁾、さらに進んで、ヤルタ会談前には、スティーニヤス國務長官に、米英間の交渉状況を出来るだけソ連政府に通知させたいのであった⁽²⁵⁾。

ヤルタ会談を大西洋憲章やカイロ宣言を實質的の形骸化するヤルタ秘密協定を締結したのとは、主として單面的理由からではあつたが、やはりその背景には以上のよ

さらけ四年七月、民主党大統領候補指名受
 ける完全な協力をつくり出すことを希望する
 正確に確保する為、全ての国家間の経済分野にお
 条件、経済的進歩及び社会保障をすべしとの者
 けられるより努力せしめ、又「改善を以て労働
 必要に必要なる世界の通商及び原料の均等な解放が
 一兩國は全ての国に對し、その経済的繁榮
 印していた。

これは戦後への展望が明確にありつつあり、
 四年一月十五日、ルーズベルトが議会で送
 ったメッセージの一節である。ここには単に
 彼の経済観というより、これをも含めたより
 広い彼の政治観が表明されている。
 ルーズベルトは既に四年八月の大西洋憲章
 の中に「英国は一瞬たりとも英帝国内の特
 恵的地位を失うつもりはない。」⁽²⁹⁾とい
 う言葉を
 一節を
 抽象的な形ではあるが挿入するこゝに成

諾演説でも、戦争の勝利、平和維持機構の設
 置とともに、帰還兵と全ての国民の為に、
 米國經濟を建設し、よ此によつて、雇用と相
 応の生活水準を確保する。ニトを急務として
 揚げたい。(31)
 未曾有の恐慌と、此への対応として、ニ
 ユーテイ、ル政策遂行の深刻な体験ニとが、
 彼の經濟觀の背景にあつたニとは明らかであ
 る。又ニの体験を通じて、共産主義を殺
 伐耐え難い思想とは認めたいもの、共

産主義の持つ飢えと困窮とに悩む人々の經濟
 的安定を確保すべきであるとする主張の正当
 性を率直に認めたいのであろう。(32)
 このような立場に立つル、ズベルトは、戦
 後における經濟的安定を実現する手段として
 米國財界の主流的主張に没つて、国内的には
 従来通り、スパンディング政策を維持すると
 同時に、海外市場の確保、拡大を図るニトを
 構想して、いたといはうる。
 ニうして、先の大西洋會議に際しては、英

帝国内のインド、アフリカにおける英国の特
 惠的経済協定を撤廃し、これらの地域を市場
 として開放するよう要求し、予ヤール教
 レイ反登を招いている。(33)
 又中国についても、戦後中国市場において
 米国が主導権を握ろうとする意図を有してい
 たことが看取される。一九四四年八月ハイレ
 中国へ特使として派遣する際、元シアーズ
 ローベック (Sears, Roebuck Co.) 副社長で、戦時
 生産局長の地位にあったトナルド・ネルトン

(Donald Nelson) を同行させ、単に中国
 における戦時生産の促進について視察、即言
 する為だであると考え、早計である。
 四年初旬、国民政府財政部長、孔愨祥は、
 (一) 国民政府は、戦後経済計画を立案中である
 こと。(二) 米国を中心とし、外国資本の投下を
 希望していることを明らかにしたが、が、
 (Clarence Gauss) 駐華大使から、投下される
 外国資本は様々な規制を受け、模様である。
 との報告を受け、大國務省極東局中国部長

同年未帰國レ在ネルソンは、その報告書の中
 で、一対外貿易は米國にとつて必要不可欠
 であり、現実的存通商ベースを、米中貿易の
 拡大を図るべきである。旨の報告を、ルイ
 ベルトに提出した。あるが、それは又ル
 ズベルトの意圖に沿つたものであつた筈であ
 る。尚、このいふ中ネルソン・ミツシヨ
 ンにっいすは、本章を検討する。

(四) ルーズベルトの反植民地主義

ジョン・ヴィンセント (John C. Vincent) は、
 ルーズベルト、ハルト、トビキン、石に強
 い影響力を持つてゐる。孔に圧力をかけ、制限
 的条項を撤廃させ、米國資本の投下を容易に
 すべきである。との進言を行つたのである。
 この進言を受け、ルイズベルトはネルソン
 に対し、中國經濟再建の爲、援助を与える。友
 対縮体として、この制限的条項を撤廃させる
 べく、國民政府と交渉するより訓令を与えな
 のであつた。この問題に結着がつかない。

既一九四一年八月、ルーズベルトは、ヤル
 ルと共同で宣言した大西洋憲章の冒頭部分に
 おいて、「両国は、領土的長るとその他長る
 とを問はず、いかなる拡大も求めない。レ、
 一、両国は、全ての國民に対して、彼等がその
 下で生活する政体を選択する権利を尊重し、
 主権及び自治を強奪しないことを、それらが回
 復されることを希望する、と意思を表明してい
 た。これは、ヨーロッパ戦争、日中戦争に對

する米英の基本姿勢——それは又、日米開戦
 による文字通りの第二次世界大戦に對する連
 合国の基本姿勢——を表明したものであり、
 日独伊三國を念頭に置いてのものであることは
 言うまでもないことであるが、単にこれら極
 軸國のみに對する米英の基本理念にとどまら
 ず、ウヰドロイ、ウヰルソンの十四ヶ条平和原
 則 (Howrteen Points) に對するより普遍的な理念
 として提示されたものであることは明らかであ
 る。従つて英國にりとともにその対象外では、

ありえなかつた。
 ルーズベルトにとつては、植民地主義も全
 体主義と同じく脈で理解すべきものであり、
 反植民地主義・反全体主義的姿勢は、純粋に
 人間的シンパシーから来たものであつた⁽³⁸⁾とは
 いえ、植民地主義・全体主義の極端に苦しみ
 世界各地の諸民族の民族解放闘争を鼓舞する
 結果を現実には發揮したものであり、又先に極
 端に述べたように、その経済観・戦後世界市場拡
 大構想と表裏一体をなしていたといえるであらう。

9

う。
 彼のこうした反植民地主義的姿勢は、とり
 めて英帝国に向つて、盟友たるアメリカ
 との摩擦を大戦中、しばしば引き起したの
 あつた。
 こうしたルーズベルトは、先に述べたよう
 に、インド・アフリカ諸国における英帝国の
 特恵的経済協定を撤廃し、市場として開放す
 ベきことを要求し、英国がスコイビー将軍
 に、反ナチス闘争を展開していかざりしやう

その際、ルーズベルトは、国際連盟の失敗を教訓化していった筈である。即ち(一)海軍次官補として身近に観察したウッドロー・ウィルソンの国際連盟加盟に對する国内的な支持調査の失敗からの教訓であり、(二)今一つは、米国の大統領として、一九三〇年代に経験した、米ソ兩國への連は五年加盟への加わらぬ国際連盟の崩壊からの教訓である。(一)ルーズベルトは参戦前の段階において、大西洋憲章を發し、自己の基本理念を、米国外に明確に表明して

いた。そして日米開戦を契機に国際情勢に對する高揚した国内世論を背景に、一九四三年三月米國が国際平和機構に参加すべきであるとの超黨派提案が上院において提出され、議会の支持の下に、(九月三日下院フルブライト決議)同年十月モスクワ外相會議においてハルをして、同機構設立に對するソ連の支持を獲得させたのであった。帰國したハルは熱狂的歓迎をうけたという上院コナリー決議案(事實、一九四四年五月のギャップ調査では、

一 寄 二 六

極め、重要であるといふ意見八三%、かなり重
 あり、レガも、そのすることは米國にとつて
 であるとする声は、八%にも達して、レガも
 する国際平和維持機構に、米國も参加すべき
 前のギャップ調査によれば、警察力を保有
 に国際連合が充足した訳であるが、同会議直
 トラインシスコ会議（一九四五年四月一六日）正式
 の米英ソ間の教しい議論を経て、遂にサン
 四年八月十日、ヤルタ会議（一九四五年二月）
 バートン・オークス（Dumbarton Oaks）会議（一九
 四年八月十日）、ヤルタ会議（一九四五年二月）

戦後において、米國は国際問題に積極的に干
 与すべきか否かといふ設問に対し、干渉す
 べしといふ意見は七三%もあり、レガも平
 和維持機構を、戦争終結以前に設立すべきか
 終結を待たすべきかといふ設問に対しは、
 待たすべき^レ三%に対し、今すぐ設立すべ
 き^レといふ意見は、五八%を占めており、当時
 の米國世論の同機構への強い支持がうかがえ
 るのである⁽⁴²⁾
 このような議会内外の支持を受け、ダン

要といふ意見士%にも付つた。た
 (二) ヴィルソンの悲劇は、ルーズベルトの
 意識の中に絶えず存在していた。彼はウィル
 ソンの誤ちを決して忘れることが出来なかつ
 た。(44) と、ルーズベルトのゴーストフアイターの
 一人であつたロバート・シャイッド (Robert
 Sherwood) は語つてゐるが、その意味する所は、
 ヴィルソンの悲劇を身近かに見ることによつ
 て、国際平和維持機構の設立をものに見るに消極
 的だつたといふよりも、むしろヴィルソンの

失敗をステップインゲ・ストーンにしようとし
 たと解釈すべきである。
 ハルによれば、ルーズベルトは、最初は、
 地域的平和維持機構を考えたいが、ハルの
 反対によつて一般機構案を承認するに到つ
 たといふ(45) が、いずれの場合にも、国際連盟の
 失敗を教訓として、米英ソ中の四大国へ実質
 的には米英ソの三大国間の協調による平和
 の維持を重視してゐたといふのである。
 英国とは、植民地主義と市場の開放をめぐ

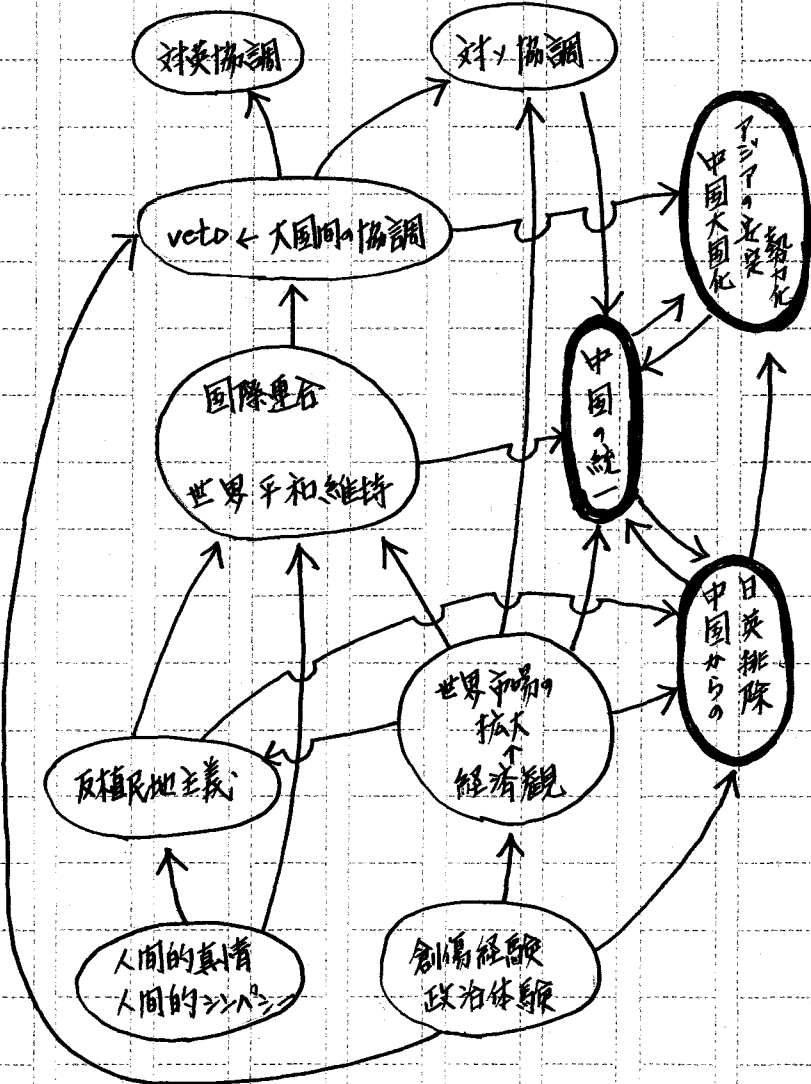
一 奇 二 六

つて対立が存在したとはいえ、同じ資本主義
 体制国家として、スイングロ・サクソン民族
 としての伝統的關係より、その対立も一定限
 度内のものではあつたので、今やソ連との協調
 關係の確立が不可欠であつた。その故、(二)を
 検討したよりなソ連觀の上にも立つたルーズベ
 ルトは、大戦当初より、ソ連との協調關係を
 條々強化していつたのであつた。
 獨逸の戦の勃發(一九四一年六月)ととも、
 ド・リーストによる対ソ援助を開始し、E.S.

クワ外相會議、デヘラン會議、マルタ會議を
 通じて意思の疎通を図り、スターリンが米英
 結託イメージを抱くのを極力回避したのであ
 り、又英ソ間の対立の調停者たらしめたので
 であつた。(46)
 しかし、米ソ間の協調關係の美績だけでは
 戦後の世界平和を維持しうるという保証はな
 かつた。こゝらの美績の上にも立つて、大國間
 の協調關係を制度化する必要があつた。その
 實現化が、大國間の拒否権(Veto)であつた。

(図1) FDRルーズベルトの戦後世界像と中国

戦後世界像の輪廓の検討を試みたい。(図1)



と基にルーズベルトの大戦におけるルーズベルトの

本項においては、今までの(一) (五)での検討

(六) ルーズベルトの戦後世界像

たのである。

機構とのもの、とにかく存続させる手段が

と、一致しうる問題における一致であり、

間の一致を確保しうることを考へたが、これはま

としてルーズベルトは、これをもち、大國

の機構を機能せしめようとしたのであった。
 今や、ソ連との協調が、彼の戦後政策遂行
 上、キー・ポイントとなった。一九三三年、ソ連
 承認を推進したルーズベルトは、テハラン会
 議を機に、ソ連指導者ヒスターリンクトに対する
 個人的評価を高めてゆき、米英ソ三大国協調
 を軸とする戦後世界運営を樂觀視するに至つ
 ていた。
 一方、このような彼の戦後世界像の中で、
 中国はどのような位置づけを占めていたのか

ありうか。すなわち検討されたように、その創傷
 経験により、日米開戦当初から感傷的中國觀
 を有していたルーズベルトは、対中援助の増
 大にまつて米中関係が緊密化し、多くのコミ
 ュニケーション・チャネルによつて、中國の
 現実をより深く認識するようになるにこれ、
 海軍権への批判を強めていったが、一九四一年か
 ら四五年のルーズベルト政権末期においても、
 國共間の権力闘争に對して、自己の明確な見
 解を示したことはなかった。

運事力を有し、現実には別個の政治権力を樹
 立して、大党派に對し、どのようになんか
 するかが、米國の中國政策のキー・ポイント
 であつた訳であるが、ルーズベルトは、中國
 政策は自己の信頼するハイレートに任し、む
 しろ對独・日戰の遂行といふ当面の目的に、
 その時間とエネルギーを向けざるをえなかつ
 た。
 國英双方に對し、具體的にどう対応するか
 といふ点を抜きにして、中國をめぐる戦後構

想を語ることは出来ないが、ルーズ
 ベルト個人として、中國をもつて
 の漠とした構想は有して、大といえる。
 いわばその深層心理に、中國像の原型を有
 レ、強烈な反植民地主義的立場から、中
 國が自立した國家として、日英等の列強から
 解放されることを望み、同時に中國の分裂
 状態から生ずるであろう対ソ協調破綻への懸
 念と、市場確保といふ極めて現実主義的立場
 から、中國の統一を、その中國政策の中心に

置き、かくするニレによつて、日本打倒後の
 東アジヤにおける安定期力長らしめよう。と構
 想していたといえるであろう。

才四節 極東政策への國務省の対応

米国の戦後外交政策は、いうまでもなく、
 國務省を中心に、才二次大戦中より検討され
 ていた。才一節で考察したように、戦時外交
 の主導権は、ホワイトハウスに握られていた
 為、勢い、國務省は、平和維持機構問題に象
 徴されるように、戦後外交政策の検討に、自
 らの存在意義を見出し出したといえよう。
 全体的戦後政検の検討は、まずハル國務長

官の指示により、パスヴォルスキー (Pasvol'sky) 國務長官付特別補佐官 (Special Assistant to the Secretary) を中心に開始された。その中でも戦後東アジア政策の立案は、一九四三年八月、特別調査課に、グイレワスリー (George H. Blakeslee) を責任者とする極東班が出来て開始されたが、組織的に作業が展開されるようになるのは、翌年四月グレイワスリーを委員長、ポートン (Hugh Bonham) を事務局長とする部民間極東地域委員

会 (Interdivisional Far East Area Committee = FEAC) が、省内に設置されたからである。更に、翌年一月には、國務長官を委員長、國務次官を副委員長とする、國務省トップレベルによる戦後計画委員会 (Post War Programms Committee = PWC) が設置された。F E A C 案を検討し、國務省としての統一見解を出して行った。(2)

しかしながら、米、国、政府としての最終的見解として決定する為には、軍部の意向を無視

する訳にはいかず、⁽³⁾新國務長官スティーブニア
 スの提案により、國務省、陸軍省、海軍省、
 三省向の意見調整の爲、三省調整委員会（St
 ate-Mar-Navy Coordinating Committee = SWNC
 C）が留年三月設置された。SWNCCは、
 三省の次官補によつて構成され、ドイリ・オ
 ーストリア、極東に関する戦後政策を調整し
 ていったが、戦後東アジア政策は、その下部
 機関たる極東小委員会（Subcommittee For
 the Far East = SFE）委員長E・ドウマン

（Eugene H Dooman）によつて立案、調整さ
 れ、SWNCCがこれを検討し、大統領直屬
 の統合参謀本部（Joint Chiefs of Staff =
 JCS）の同意を得て、最終決定された。⁽⁴⁾
 この戦後政策案の中にも、日本占領政策案
 についてみると、民主党政権内部には二つの
 路線対立が存在した。日本占領政策立案
 過程で、リバーシップをとったのがノグ
 ー（Joseph C. Grew）ドウマン（Eugene H.
 Dooman）、ボートン、デイコーバー（Earl H.

Dickover) , バラニティン (Joseph W. Bailia
 mtine) 等 , 國務省内の , いわゆる日本派で
 あつて , 五四年三月五月の段階では , 直接
 統治し日本政府の存置し , 天皇制の存続し
 を骨子とする対日占領基本方針を打ち出して
 した。
 いかも , 同年五月の人事異動によつて , 極
 東局では , 中国派のホーシベック (Stamley
 Hornbeck) が局長から再び極東問題向にパ
 ヲされ , その新体制は , 局長ハグルー , 局次

長ハバラニティン , 日本部長ハデイコーバー
 中国部長ハ中国派のグイニセント (John C.
 Vincent) 局長特別補佐官ハドウマントなり
 いかも十二月末病気で辞任したハルに代つたス
 ティンニアス國務長官が次官からの昇格と
 はいえ外交問題に通じていなかつた為 , ゲル
 ンが次官としてしばしば長官代理を勤めるよ
 うになり , 同時に , バラニティンが極東局長
 に就任し , 日本派は , 其の基本方針を , 政府
 部内へ推進してゆく基礎を固めたのであつた

一か一たがら、こうした日本派の対日宥和
 方針は、ホワイトハウスのニューデイル
 や、國務省の中国派の激しい反発を引き起し
 たのである⁽⁵⁾ 即ち、モーゲンソー財務長官、
 ウォーレス (Henry Wallace) 副大統領、カ
 ーリ、大統領付極東問題担当補佐官、國務省
 中国派の、ウイニセント中国部長等は、対日
 嚴罰方針にまっす、ドイツ占領形態と同じく、
 一直接統治し、中央政府解体を主張し、
 一日本帝國への徹底的解体を主張したのであ

った。
 それはまさに、ナチス・ドイツを徹底的に
 解体し、一農業と酪農への国家にしようとし
 た、あのモーゲンソー・プランの、日本への
 適用を主張したものと見えるであろう。
 事実、五五年初めの段階では、モーゲンソー
 一の進言に基づいて、ドイツ政策はSWNC
 Cの管轄から除外され、ルーズベルトの支持
 の下に、財務長官モーゲンソーの主導によっ
 て、分別占領、直接統治、中央政府解体、地

方分権化、軍国主義と重工業の破壊を骨子と
 する打独政策が正式決定していたのであり、
 その基本方針を対日政策へも適用すべきであ
 るとの意見が、モーゲンソー、カーリーによ
 って主張され、ルーズベルトもこれを支持し
 ていた。⁽⁶⁾
 要するに、五箇年初頭から五箇年のヤルタ
 会議前後までの一年間は、ゲルシーを中心とす
 る日本派の対日宥和方針と、モーゲンソー・
 カーリーを中心とする対日嚴罰方針という二

つの路線対立が存在し、両者の調整が試みら
 れつつも、ルーズベルトの強力が支持の下に
 ヤルタ会議前後の段階では、後者の方針が優
 勢となつていたのである。
 では、この時期の中国政策は、いかなるもの
 であつたか。東アジア政策については、ホワ
 イトハウス、國務省も含め、当時のルーズベ
 ルト政権は、既述したように、対日占領政策
 の形成に重泉を置いていたこと、又中国情勢
 には不確定要素が附かつたことにより、対日

政策に比して明確さを欠いては行かぬ。この時期國務省は、ルーズベルトの戦後中国構想の枠の中で、短期的、長期的の二段階の中国政策を確定していた。

対日嚴罰方針に基づく日本帝国の解体は、ルーズベルトの反植民地主義（その具現化として）、日本の中国からの放逐と、中国への領土返還の、いわば延長線上に位置するものである。その論理的帰結は、中国に戦後東アジアの安定勢力という構想であり、

これは又、ルーズベルトの当初の親中、反日觀に合致するものであった。それは又、今や優等となつていた対日嚴罰派の中のホーニベツ、ガインセントらの中国派の意向に沿つたものであった。へ同じ中国派でも、前者は親蔣反共であり、後者は蔣介石に批判的であつた。

ヤルタ會議直前、同會議に備え、極東局中国部が中心となつて作成したブリーフィング

ペーパー、
 「米国の短期的中国政策の概容」
 Outline of Short-Range Objectives And Policies of The United States With Respect To China」
 「米国の長期的中国政策の概容」
 Outline of Short-Range Objectives And Policies of The United States With Respect To China」
 「連日の対日参戦時における中国の政治・経済情勢」
 Political And Military Situation In China In The Event The U. S. S. R. Enters The War In The Far

East)」、及び「英米リによる統一的中国政策」
 「Unitedly of Anglo-American-Soviet Policy Toward China)」
 には、ニールズベルトの戦後極東構想に沿う利で、國務省の見解が総合的に述べられているので、若干長くなるがこの四つの文書を検討してみよう。(19)

(一) 短期的政策 (19)

五五年初頭段階では、対日戦終結は約一年

半條と推定されていたため、米国の当面の中
国政策は、軍事的考慮の強いものとならざる
を乏かた。

即ち、中国戦線を維持し (to keep China
in the war against Japan)、対日戦の積極
的遂行において、中国の軍事、経済力を十二
分に發揮させる (to mobilize China's full
military and economic strength) ことが、
米国のとつて当面の主要な政策目標であり、
その目標に沿つて米国が採用すべき主要な具

体的政策は、次の三つであった。

(1) 中国及び中国軍に、直接的軍事援助を
与えること。

(2) 米中間の軍事協力を効果的に推進する
こと。

(3) 中国が最大限の戦年努力をのるよう
支援すること。

(1) につらつていへば、東部海岸線を日本軍に
制せられていゝる状況の下で、ヒマラヤ山系経

由の空輸にまゝ、極力、中国への軍需物資
 輸送の促進を計り、併せて、中国軍の訓練強
 化を行つて、現政策を維持するニとを主張
 して、
 (2)に關しては、スチルウェルが罷免され、
 留年十月、ウエデマインヤが、米軍中国戦
 区司令官に任命され、
 軍事協力は一層効果的となつたが、さらに一
 歩進んで、政治的・軍事的観点から米国人司
 令官が、在中米軍ばかりでなく、全中国軍の

指揮権を付与されるニとを提案して、
 (3)において、政治・経済問題についで、
 討議しているが、最大の政治問題たる国内統一
 問題については、単に、ハーヴェー大使による
 国共調停による統一を計ると、一般的形態
 しか述べない。しかし、経済問題につい
 ては、ネルソンの訪中の結果設立された、中
 国戦時生産局 (War Production Board) = WPB
 の活動による軍需・一般物資の増産に期待
 し、米国の米、生産設備部品、各種原料

五〇〇一六〇〇台のトラツク、原油精製設備、小型発電設備などレニド・リース物資の中国への貸与を準備中であることを明らかにしておき、このような措置と、消費物資の援助によつて、中国の戦争努力によつて深刻な障害となつてゐる激しいインフレーションを、一定程度阻止しようとした。

こゝらの政策と併せ、蒋介石が、中国軍の条件を改善し、国民政府を根本的に改革するニとにふつて、人民大衆の支持を拡大する

ことが、その大前提であるとの従来からの方針を確認してゐる。

さらに、今や単に、以上のような中国の抗日戦遂行に対処する政策をとるばかりでなく、ヤルタ会議を目前にして、ソ連の対日参戦の可能性が高まつて来た状況の下で、この新たな条件をも考慮に入れなければならなかつた。ソ連の対日参戦時における中国の政治・経済情勢⁽¹⁾は、新たな条件に対処すべく、次のような情勢分析と提案を行つてゐる。

中共は、華北の広大な地域を支配下に置き、
 滬州における地下兵力はかなりのものである。
 リ（中共側の明らかにした所によれば、正規
 軍五万、民兵五万）、兵士の装備は衰弱であ
 るが、肉体的には良好状態にあつて、ドリラ
 戦の訓練を十分受けてゐると分析されてゐる。
 之（ソ連）が対日参戦する場合、参戦に
 先立ち、軍隊を集結出来る外モニゴルから、
 華北・滬州間の要路である山海関に向け、内
 モニゴルを通過するといふクルートが一つに



は考えられるが、この内モニゴルを通過後に
 、中共軍を合流する可能性が高いと予測した
 之（ソ連）は、ソ連軍が実際に華北で軍事作戦を
 展開する場合、政治的・軍事的混乱が予想さ
 れるが、これを回避する手段として、国共が
 協定によつて統一司令部を形成して、ソ連軍
 司令部と協力する二点を提案した。
 これが国共統一の爲にも、政治的効果を有
 する最善の策ではあつたが、それが実現不可
 能な場合の代案として、米軍司令部が、国共

を含む全中国軍の指揮権を掌握することとを提案している。この代案は、次の三つの理由から、米国にとっては効果的なものと判断された。

(1) ソ連が対日参戦した場合、中国軍の司令部が、国共に分裂しているよりも、統一されるべし。この方が、軍事作戦を効果的に展開しうる。

(2) 中共に、武器・弾薬を供給することが可能となり、米軍が、中共支配地区隣接海岸地帯に上陸する場合、政治的諸困難を除去する。



ことが出来る。

(3) 中国における戦闘終結直後の段階においては、米軍司令部が、一つの安定勢力として機能しうる。

(三) 長期的政策 ⁽⁴⁾

第二次大戦の最終局面という条件の下で、短期政策は軍事的なものとならざるをえなかつたが、長期的政策は、ルーズベルトの戦後

構想に沿う、包括的なものであった。当然のことながら、大統領ルーズベルトの場合、それはあくまで構想であつて、國務省によつて具体化された。そこで、米国の長期的中国政策は、中国が、(戦後)東アジアにおける主要安定勢力 (a principal stabilizing factor) となること、が、同地域の平和と安全にとつて第一条件であるという認識の上に立つており、この認識に立つて、(1)政治的には、中国人民大衆



の意思を代表する政治の統治する、強力な安定した統一中国の實現を目指す、(2)経済力には、全体として統一性とバランスがとれた中国経済の発展と中国の対外貿易の促進を計ることを目指したのであつた。そして、政治的目的を實現する為には、次のような具体的方針を打ち出した。 (1) 国内的統一を實現して、対内的・対外的責任を果しうる、広々支持基礎に立つた政府の樹立實現を、あらゆる適切な手段によつ

て、試みる。米國としてはいかなる政治的
 党派をも支持して、いさか、現在の
 国民政府を、中国人民に承認された中央正統
 政府として支持し、その枠内で、統一された
 行政効率の高し政府の樹立を目指す。
 (b) 万一、こうした試みが失敗し、現国民
 政府が崩壊したならば、中国人民の明白なる
 意思に照して、米國の政策を再検討し、統一
 實現と東アジアの平和と安定への貢献を約束
 しようとのような政府運動をも、尊重する

ことにたろう。
 (c) 中リ協調は、東アジアの平和と安全の
 必須条件 (SINCERELY) であり、両国間には
 存在する不信感を取り除き、親密な友好関係
 を樹立することに、米國は助力するものであ
 る。
 (d) 中英協調も、連合国の結果にあって、
 不可欠であり、中国が東アジアの安定勢力と
 して発展する為にも必要である。
 米國は、英國が香港を中国に返還することに

を歓迎し、その場合、香港が自由港としての地位を維持すべきことを中国に説得する用意がある。

(e) モスクワ宣言（一九四四年十月）及び、ロンドン・オーストリア会議（一九四五年八月）及び、ロンドンにおいて明らかになされた方針に沿って、中国を主要大国の対等な一国として、世界の平和と安全の維持の為に第一位の責任を共同して負うことを求める。

又、経済的安定を確保する為に、次のような具体的方針を検討していた。

(a) 機会均等、主権尊重、米政府が実現に努められた自由経済政策という米国の伝統的原則の枠内で、中国が要請する、全々の実現可能な経済的・財政的援助を支える。

(b) 統一性とバランスのとれた経済的実現計画に関する援助、及び、特に、農業、運輸、通信、工業に関する援助を中国側の要請に基

グ
 (c) 中国人技術者を米本国で養成するニと
 をも含む、こ
 (d) 中国の現状からみて適切と思われ
 政的援助を、主として、民間ベースの財政援
 助と投資によ
 (e) 無条件最恵国待遇に基づく包括的通商
 航海条約締結を中国側と交渉する。
 (f) 米中両国の利益となるような米中貿易
 の促進を計る。



以上明らか
 一ズバ
 であ、たが、ソ連の対日参戦が具体化するニ
 とが十分予測さ
 おけるもの
 化がみられ
 人レベルで抱
 極東局
 針として提
 れぬ (13)

即ち、当面は、国民政府を中央正統政府としてその权威を認め、党は政府の根本的改革と、米国の援助による経済状態の改善により、支持基盤の拡大と士気高揚に努めさせ、これにもかかわれず、同政府の崩壊が明白となれば、米国として、その戦後構想を案質化しうる、広い支持基盤を有する、どのような運動・政府をも尊重する用意のあることを明らかにしている。

国民政府が崩壊した場合、どのような政府

形態がありうるか。例えば、民主同盟を中心とする第三勢力を結集して政府を形成せしめるのか、ドラス干ツクに、中英承認を打ち出すのか、を具体的に想定したもので好か。とはいえ、事態の進展に合わせて、柔軟に対応することを示唆した訳であった。

国民政府無条件支持という従来からの硬直した公式的中国政策は、徐々に修正すべきであるという見解は、次第で詳細に検討するようになり中国現地のキャリア・デイ・プロマツト達

から、本省に、しばしば進言されておられ、彼等の見解がとり入れられた形となつたといえる。このような政府形態に對する柔軟姿勢と並んで、今一つの留意すべき事は、米国の戦後中国構想の実現におりて、英米三国の協調に重きが置かれてゐることである。これはすでに、ルーズベルトが、その戦後構想実現のキ・ポイントとして認識してゐたものであつたが、リ連の対日参戦、連合国

の全面的勝利という展望の下で、現実的意味におりて、米国の中国政策実現の爲にも、三大国の協調が不可欠なファクターであるとして、國務省は認識したものであつた。國務省のこうした認識は、一英米リによる統一的中国政策に明白に述べられてゐる。まず、英リの中国政策と、米国のそれとの間には、潜在的に意見の一致しないイシューが存在し、戦争遂行中であるので、それはまだ顕在化してゐないが、将来的に、つまり

戦後終結後には、顕在化する恐れがある。見
 た。つまり、英国には、伝統的の帝国主義的
 思考から、戦後中国を、脆弱で分裂した状態
 におくことを望む分子も存在し、彼等も含め
 英国は、明らかに、中国の将来に關して、米
 国ほど樂觀してはいない。観察して見た。
 一方ソ連については、ソ連が中共を利用し
 て、華北、滿州に独立国家たし、自治領を
 樹立するであろうとの一部の見解を、ソ連当
 局が公武に否定してゐるとして、退けては、

るものの、ソ連が対日参戦し、国共両に戦闘
 が生じた場合には、天面年以來の、対中国内
 政不干渉政策を放棄する誘惑にかられるかも
 ない。ないし警戒して見た。
 これは、対米、米國は、統一された平和國家。
 中国ニ及ばず、英リにとつて、現実的利益をもた
 らすものとして、兩國に働きかけようとした
 即ち、統一が達成されないと、このことは、政
 治的、経済的不安定を意味し、そのようた不
 安定は、中国から、戦後において、現実の問題

として利益を得ることは困難であることを英
 国に、又、安定した統一国家が、隣国に成立
 することはその利益にかたうことをソ連に知
 らしめ、同時に、西国に対し、そのような国
 家・中国を含む四大国が、協調して、戦後日
 本に対処することの必要性を説きうとしたの
 であつた。

強力で、安定した統一中国を、英米リ、三
 国の協調にまかして実現しようとする米国の政
 策は、決して感傷・感情に基づくものではない

く、この世界の平和と安全の確立を動機とする
 の、明白なる国益⁽¹⁵⁾に基づくものであつた。戦
 後の世界平和維持は、英米リの三大国の協調
 に基礎を置りていたのであり、それは当然中
 国にも適用されるべきであつた。逆に、英リ
 も現実には、そこに利害関係を有し、米国の
 ため、両国が、米国の政策を共同して追求す
 ることは、両国ばかりか、米国の国益にもか
 なるものとは判断したのであつた。